

令和6年決算特別委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和7年9月22日（月）午前8時55分

2. 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	宮田 竜二 君	副委員長	久保 史睦 君
委員	植山 太介 君	委員	竹下 智行 君
委員	前田 幸一 君	委員	山口 仁美 君
委員	徳田 修和 君	委員	阿多 己清 君
委員	下深迫 孝二 君	委員	宮内 博 君

3. 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4. 本委員会の委員外議員は次のとおりである。

なし

5. 説明のため出席した説明員は次のとおりである。

消防局長	川崎 敏朗 君	消防局次長兼総務課長	松本 哲郎 君
警防課長	福元 和博 君	予防課長	藏元 博基 君
情報指令課長	小野池 章 君	消防本部総務課長補佐兼総務企画係長	原田 幸市 君
総務課主幹	徳田 陽介 君	警防課課長補佐	日原 秀顕 君
警防課救急救助係長	小濱 竜一 君	予防課課長補佐	有馬 祐二 君
消防局総務課経理係長兼装備係長	田中 智絵 君	警防課消防団係長	鳥丸 一作 君
警防課警防係長	有川 正悟 君	総務課装備係	篠原 幸平 君
総務課経理係主査	並木 剛輝 君	警防課消防団係主査	林 憲一 君
教育部長	上小園 拓也 君	教育総務課長	林元 義文 君
学校教育課長	山口 良二 君	学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長	柳田 謙一郎 君
社会教育課長	久木田 勇 君	国分図書館長兼メディアセンター所長	福永 義二 君
国分中央高等学校事務長	山下 美保 君	教育総務課主幹	川床 智文 君
教育部教育総務課主幹	迫 則男 君	社会教育課課長補佐	東 和美 君
社会教育課主幹	井上 寛昭 君	社会教育課主幹	藏元 賢一 君
隼人図書館主幹	前畑 義和 君	国分図書館主幹	飛松 圭子 君
メディアセンター副所長	畠山 哲也 君	国分中央高等学校主幹	岩田 友美 君
林務水産課森林土木グループ長	山内 武志 君	学校教育課課長補佐	寺田 繁樹 君
学校教育課課長補佐兼教育DX推進室長	二宮 紀仁 君	学校教育課主幹	住吉 康賢 君
学校給食課主幹	塩川 辰史 君	学校給食課主幹	和田 純孝 君
学校給食課主幹兼霧島学校給食センター所長	住吉 一郎 君	学校給食課主幹兼隼人学校給食センター所長	和田 清仁 君
学校教育課管理事務グループ長	伊藤 優一郎 君	学校教育課指導事務グループ長	上江州 尚人 君
学校教育課安全・保健体育グループ長	有馬 義浩 君	保険年金課国民健康保険グループサブリーダー	前田 佳菜子 君
社会教育課社会教育グループサブリーダー	吉村 祐樹 君	国分中央高等学校管理グループサブリーダー	柳田 珠美 君
学校教育課指導事務グループ指導主事	立元 智樹 君	学校教育課指導事務グループ指導主事	亀澤 宏也 君
学校教育課教育DX推進室主任主事	加治屋 佑樹 君	学校教育課安全・保健体育グループ主任主事	竹下 千晶 君
社会教育課文化財グループ主任主事	小水流 一樹 君	農業委員会事務局振興農地グループ長	横山 伸一 君
農業委員会事務局事務局長	池田 康一郎 君		

農業委員会事務局振興農地グループサブリーダー	藤原 順也 君	農政畜産課長	有村 浩 君
農林水産部長	寶徳 太 君	耕地課長	鶴園 裕之 君
林務水産課長	今吉 秀志 君	農政畜産課主幹	淵ノ上 博己 君
農政畜産課主幹	唐鎌 賢一郎 君	農政畜産課主幹	中吉 康昭 君
農政畜産課主幹	宮原 博和 君	農政畜産課主幹	阿部 弘光 君
農政畜産課主幹	久米村 博文 君	林務水産課森林土木グループ長	山内 武志 君
林務水産課主幹	川原 昭二 君	耕地課主幹	永山 正姿郎 君
耕地課主幹	笠井 剛 君	農政畜産課農政第1グループサブリーダー	鶴園 和久 君
耕地課主幹	吉田 進 君	耕地課管理グループサブリーダー	早川 美穂 君
農政畜産課農林水産政策グループサブリーダー	篠田 明美 君		
耕地課耕地第1グループサブリーダー	四元 一実 君		
議会事務局事務局長	西 敬一朗 君	議事調査課長	藤本 陽子 君
議事調査課主幹	馬渡 誠 君	議事調査課主幹	有村 真一 君

6 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 水迫 由貴 君 書記 徳丸 慎一 君

7 本委員会の所管に係る調査事項は次のとおりである。

議案第71号 令和6年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定について

8 本委員会の概要は次のとおりである。

「開会 午前8時55分」

△ 議案第71号 令和6年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定について

○委員長（宮田竜二君）

ただいまから決算特別委員会を開会します。本日は決算関係13件のうち、1件の審査を行います。それでは議案第71号、令和6年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定について、消防局への審査を行います。執行部の説明を求めます。

○消防局長（川崎敏朗君）

議案第71号、令和6年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定についての消防局の決算概要につきまして、説明いたします。決算附属書138～141ページになります。消防局の予算は、款、項、消防費のうち、水防防災費及び災害対策費を除く（目）1常備消防費、（目）2非常備消防費及び（目）3消防施設費で、予算現額22億9,623万円に対し、決算額は22億6,813万6,228円で、執行率は98.78%です。はじめに、（目）1常備消防費の支出済額は、17億600万9,821円で、主な支出内容は、職員の人工費のほか、消防本部や各消防署・分遣所の施設・設備の維持管理を行うために必要な経費、消防・救急車両の適正な維持管理に必要な経費、救急救命士の育成等の職員の資質向上に要した経費です。次に、（目）2非常備消防費の支出済額は、1億7,416万4,578円で、主な支出内容は、消防団員の報酬等の経費、消防団詰所及び消防団車両の維持管理に必要な経費、公務災害補償等共済掛金等の経費です。最後に（目）3消防施設費の支出済額は、3億8,796万1,829円で、主な支出内容は、常備及び非常備の車両更新、消防団詰所の改築工事に係る経費です。詳細につきましては、総務課長が説明しますので御審査賜りますようお願ひいたします。

○消防局次長（松本哲郎君）

決算に係る主要な施策の成果について、説明いたします。令和6年度決算に係る主要な施策の成果の124ページを御覧ください。総務課関係については、消防教養として、市民生活の安全性の向上

のため、複雑多様化する消防・救急業務に適切に対応できるよう、県消防学校へ15人、消防大学校へ1人、救命士研修所に2人、その他小型移動式クレーン講習等に21人を出向させ、職員及び組織のスキルアップを図りました。消防施設整備については、北署及び福山分遣所の消防ポンプ自動車を各1台、溝辺分遣所及び隼人分遣所の水槽付消防ポンプ自動車を各1台、中央署の高規格救急自動車1台を更新し、消防・救急業務の充実・強化を図りました。また、旧福山分遣所から、複合化された福山公民館・福山分遣所の2階への移転を行い、必要備品の設置を行うなどして、令和7年2月から消防活動の拠点施設としての供用を開始しました。次に、125ページを御覧ください。警防課関係の消防活動業務は、市民の生命・身体・財産を守るために、あらゆる災害に備えて、年間を通じ救急、救助、火災防御訓練を実施しました。消防団の訓練は、新入団員研修、機関員講習及び海難訓練などを行い、警防力の向上を図りました。応急手当普及事業では、市民を対象とする救急講習会において、普通救命講習を59回1,019人に受講していただき、救命講習を128回3,164人に行い、地域住民への救急救命処置の啓発を実施しました。消防防災関係では、隼人方面隊日当山第二分団姫城部及び溝辺方面隊中央分団の消防ポンプ自動車CD-1型を2台、国分方面隊第七分団川原部の消防小型動力ポンプ付普通積載車を1台、合計3台を更新し、消防資機材の充実強化を図りました。消防水利整備事業では、溝辺地区に消火栓を1基新設、漏水に伴い使用不能となっていた横川地区の防火水槽1基を修繕、また蓋の取替え等各種の修繕を適切に実施し、消防水利の充実を図りました。次に126ページを御覧ください。予防課関係については、消防予防業務として、女性防火協力会及び消防協力団体との火災予防広報の実施、市内小中学校を対象とした防火ポスター展及び防火書道展を開催するなど、年間を通じ火災予防の意識啓発を図りました。また、消防フェスタINきりしま2024は、雨の中での開催でしたが約4,000人の来場者があり、市民の方々に防災意識の向上を図ることが出来ました。情報司令課関係の消防施設整備では、福山分遣所の移転に伴って、消防救急デジタル無線のひがし基地局移転を実施したほか、高機能消防指令センターの指令装置、表示盤、携帯電話・IP電話受信転送装置等の更新や気象情報装置のオーバーホールを実施し、令和2年から計画的に行っている指令システムの部分更新を行うことでシステムエラーや故障等が発生しないよう努め、指令業務を安定的に行うことができました。以上で説明を終わります。

○委員長（宮田竜二君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（阿多己清君）

124ページのところですが、以前の質疑で5年度に救急救命士は61人という答弁を頂いてたようですが、1人入って6年度末は62人ということで理解していいですか。

○消防局次長兼総務課長（松本哲郎君）

議員のおっしゃるとおりで、62名でございます。

○委員（阿多己清君）

それと指導救命士1人、6年度は派遣をされてるんですけども、この人数というのは現在今何名いらっしゃるのか、ちょっと教えてください。

○警防課救急救助係長（小瀬竜一君）

指導救命士7名となっております。

○委員（阿多己清君）

その他の四角の中に、クレーンだったり玉掛だったりこういうのもあるんですけども、この中に小型船舶というのがあるんですが、これはこの年に必要だということで派遣をしてるのか、これはちょっと次状況を教えてください。

○消防局次長兼総務課長（松本哲郎君）

令和6年で1名の小型船舶操縦士を派遣しておりますけど、現在のところ44名取得されております。消防職員は異動等もありますので、船を持っている中央署、中央署に船外機付のボートが2台ありますので、それが順次異動でも賄えるように配置しているところです。

○委員（阿多己清君）

分かりました。このその他の資格というのは、その年どしで内容が変わらぬのかどうか、もういつものようにこういう資格を取らせてているのか。それとこの経費というのは、100%を局で持つということで理解していいのか。さらに、消防車両、大型免許が要るんですけども、ここらの免許取得の際の何かないのか、もう、助成等がないのか、そこらも含めて教えてください。

○消防局次長兼総務課長（松本哲郎君）

まず研修等についてですが毎年同じ研修、必要な研修といわれることを言わされましたので、これを必要であるような研修を毎年組入れているところです。その年によっては必要なものも出てくるかと思いますけど、大体このようないところに職員を派遣しているところです。経費等も消防局のほうで賄っているところです。公費で派遣をしているところです。大型免許に関しては自費で現在のところしてますけど、現在検討して何とか助成できないか消防局内で検討しているところです。

○委員（前田幸一君）

現在、消防局188でしたかね定員数が。その中で女性消防職員は何名いらっしゃいますか。

○消防局次長兼総務課長（松本哲郎君）

現在3名の女性消防職員を採用しております。

○委員（前田幸一君）

テレビ、新聞等でもあるんですが、今後また女性の方々の活躍というのが望まれるわけですが、今回福山のほう、令和6年度で複合施設の中に分遣所が移転をされ、ちょっと中をそのとき見させていただいたんですが、今後、女性消防職員の配属という形で、中央署なり北署はそれなりの設備があるみたいですので安心してますが、分遣所においてやはり今後そういう派遣というかそちらのほうに異動になったときの女性職員への対応、待遇、トイレであったりベッドで隔離されるとか、そういうもの等は今後考えられていらっしゃるのかちょっとお聴かせください。

○消防局次長兼総務課長（松本哲郎君）

女性消防職員におきましては、北署に2室、中央消防署に2部屋用意しております。隔日勤務でありますので、署に当たり4名配置できるという考えであります。ということは8名女性消防職員が現場で活動できるということになりますので、今のところは施設的にまだ間に合っているところでございますので、施設の整備については考えていないところです。ですが、女性消防職員に関しては、様々な職種がありますので、いろんなところで頑張っていただきたいかなというふうに考えております。

○委員（前田幸一君）

すいません、もう一点お伺いしますが、工事契約の実施状況の中で溝辺のほうの竹子分団の詰所のあがが載ってる。これ、たしか補正をされまして、追加で相当、昨今の物価高騰やら賃金やそういうもの等に対応して、4,700万ですかね、それぐらい詰所を建築されてるわけですが、今後、ほかの方面隊で計画は持っていらっしゃいますか。

○警防課課長補佐（日原秀顕君）

今のところ、消防詰所のほうで今後計画的にという更新の計画は今のところはありませんが、今回も竹子分団の消防詰所のほうは、団員さんからちょっと壁や基礎に亀裂が見えるんですけどという相談を受けて、それから、財政課とそれから建築住宅課と相談しながら今回改築したところであります。そういう声を消防団の方から聴いて、今後、多額の費用も詰所を更新にはかかりますので、

ここは財政課やら検討しながら、必要なことは十分進めていきながらしていかないといけないと考えております。

○委員（下深迫孝二君）

先ほどの説明の中で、CD-I型を2台を購入されたという、CD-Iでのはどんな車なのかもよつと教えてください。

○警防課課長補佐（日原秀顕君）

今、消防ポンプ自動車のほうは、いわゆるCD-I型というんですけども、運転席と後ろ席に乗れるような車両で、通常、普通の今消防団車両は全部そうなっています。1型というのはホイルベース関係で区別をしているところで、大体消防ポンプ自動車はCD-I型の方を購入しております。

○委員（下深迫孝二君）

ちょっともう一点、お伺いします。今回非常に大きな水害が発生しましたのでお尋ねしておきますけれども、令和6年度ではそういう大きな水害等はなかったのかどうか。まずお聴きします。

○警防課課長補佐（日原秀顕君）

今回は本当に非常に大きな災害になりました、消防団の車両のほうも、もう夜中から活動している車両がありました。その中で1台、隼人方面隊のほうの車両が活動中に水が多いところに行って、水損を受けて走行不能となっている車両が1台あります。それと、車庫内にとめていた同じ隼人方面隊の妙見班という車両なんですけど、それも川沿いに車庫がありましたので、そこに土砂が流れ込んで車両の内部にまで土砂が入り込んでしまい走行不能となった車両があります。6年度ではありませんでした。

○委員（下深迫孝二君）

幸いでして令和6年度には水害の大きなものはなかったというふうに今お答えいただいたわけですが、霧島市の場合は1市6町ということで非常に範囲が広いですね。こっちのほうは災害はなかったけども、横川とか溝辺で大きな災害が出るとかいったようなことが非常に多いわけですが、今回非常に浸水被害が多かったということを受けて、消防署ではボートはお持ちなんでしょうか。

○消防局次長兼総務課長（松本哲郎君）

ゴムボートに関しまして2台、船外機がつけられるようなタイプになっております。

○委員（下深迫孝二君）

やはり後でつけなければいけない、事故が発生してから船外機を取付けられるということでは、水害は大きなものは、今回たまたま死傷者が出なかつたですけれども、そういう面でやはりそっちのほうも天降川という大きな川を控えてますから準備が必要ではないかというふうに思うんですが、そういう話をされたことはありませんか。

○消防局長（川崎敏朗君）

まさしく議員の御指摘のとおりであります。先日の災害におきましては、特に日当山地区、の排水機場の近くが浸水したということで、消防局、消防団活動しました。そこに、ボートを用いて、人命救助を行ったわけですが、何しろ排水機場ということで水を内水面から外水面のほうへはかしているという状況もありますから、吸い込まれる状況が発生しまして、簡単にボートを使用しますと、吸い込まれるほうですね、引き込まれるほうに流されて、一旦、そのときは、排水機場を停止してもらったという事例もありましたということで、必要なことも発生するということも考慮しながら、活動に今後も努めていきたいと思っております。

○委員（宮内 博君）

ちょっと今の質疑とも関連をするんですけど、口述書の中には消防団の訓練として海難訓練は行

っているという紹介があるんですけれど、いわゆる水害に備えたそういう訓練等については令和6年度どういう状況だったんでしょうか。

○警防課警防係長（有川正悟君）

水害対策に対する訓練に関して、消防局の常備消防分についてお答えします。令和6年度において5月の12日、13日にかけて、国分漁港の横の砂地において土砂災害対応訓練、これを土砂に民家であったり、人が埋もれたというような想定の中で訓練を実施した経緯がございます。

○委員（宮内 博君）

私がお尋ねしたのは、いわゆる水害時の人命救助、そのことについて訓練があったんでしょうかと。

○警防課警防係長（有川正悟君）

先ほどは土砂災害対応訓練についての説明でした。また、各中央署、北署単位で水防工法訓練を計画し実施した経緯が6年度はございます。

○委員（宮内 博君）

先ほど報告がありましたけれど、今年の8月8日の災害時ですね、ゴムボートが排水機場に吸い込まれるという非常に危険な状況はあったと。ただ、人命救助を最優先しなければいけないということから、ポンプを停止して、そしてボートによって救出をするというございました。私ちょうど現場において、ポンプがとまっているもんですから、なぜポンプが動かさないのかということで伺いましたら、おっしゃったような状況でした。当然、前回も3年前の水害のときにもそれに似たようなことがあったりしております。実際、内水を天降川に排水をするというのは、相当、排水力の強いポンプを稼働させるという作業に入るわけですので、まだそれでもその排水能力が低いということで、さらに能力の高いポンプを整備をしなければいけないというのは、課題なんですけれど、同時に人命救助しなければいけないということであれば、ゴムボートは浮力が大きいですので、同時に非常にそういう水の流れに抵抗しにくいという側面を持つてたるういうふうに思うんです。そういうときにはポンプをとめなくとも救出作業ができるような訓練をどうするのかというのが一つ大きな課題ではないのかなと思うんですね。頂いている成果表の中でも施策の方向性として、自然災害発生の救出、活動要領の確立を図る、こういうふうに書いてありますよね。ですから、今回の災害の中で生じたこと自体、それをいかにポンプを稼働させながら救出するのかというような活動を1回検証をきっちりやって、その上で新しい対策を取り組む必要があるというふうに思いますけど、どうでしょう。

○警防課長（福元和博君）

今後、ゴムボートに限らず、レジャー用の手こぎボートも排水機場並びに消防署のほうにありますのでそちらのほうも対応するということも考えられます。今月末にまたこの大雨、7日から8日にかけての大浴の振り返りというか、検討会を実施しますので、またそちらのほうで今後について検討してまいりたいと思っております。

○警防課警防係長（有川正悟君）

浸水域における救助救出対策ということで、令和7年度分なんですけれども、8月8日の豪雨災害のちょうど1週間前、7月の29日、30日だったと記憶していますが、そこで、国分清水地区にある弟子丸池を浸水域と見立てて、そこに模擬家屋を設置してゴムボートを使用して救出要領を学ぶ、それは、隼人分遣所にある特別救助隊を対象にした訓練を実施しています。今後についてはそういう訓練の実績がございますので、来年度も議員の御指摘のような部分を組入れながらよりよい訓練に努めていきたいと思います。

○委員（竹下智行君）

119番の受信件数が、1万2,058件とあります。そのうち救急出動件数が7,690件と、受診した

件数は先ほどの件数で、出動した件数はそのうちの 7,690 件という、そういう理解でよろしいですか。

○情報指令課課長（小野池章君）

この受信件数に関しましては、通報訓練であったり、それから、いたずらの通報であったり、誤報であったりとか、そのような件数も含まれている全ての送受信件数でございます。実際にその中からの出動している件数は、また別という形になっております。

○委員（竹下智行君）

救急出動件数の 7,690 件のうちに、お宅だったりとか、出動して、死亡等で、そのまま帰るというか、搬送しなかったというケースもあるかと思うんですけど、そういった件数というのはどれぐらいありますか。

○警防課救急救助係長（小濱竜一君）

令和 6 年に関してもお答えします。7,690 件出動した中で、不搬送となりました件数は 713 件となっております。

○委員（竹下智行君）

救急の場合、病院等に搬送するケースもあるかと思うんですけど、搬送先、病院等が受入れがなかなか難しいケースで、待たされるケースというのもあるかと思うんですけど、待機時間というか、そこまで把握されているかどうか分かりませんけれども、最大、どれぐらい搬送先が見つからず、待機する時間があったのかなと。そこあたりの時間等の状況というのは分かりますか。

○警防課救急救助係長（小濱竜一君）

令和 6 年度お答えいたします。5 月にありました山岳事故での事案になります。このときが病院収容まで 276 分かかることがあります [同ページに訂正発言あり]。

○委員（竹下智行君）

それが最大待たされたというか、搬送先が決まらなかったという理解でいいですか。それ以外はそれ以内で収まったという理解でいいですか。

○警防課救急救助係長（小濱竜一君）

先ほどのお答えに関しまして訂正いたします。先ほどの 276 分につきましては、傷病者に接触し、病院へ収容するまでの時間となっております。先ほどの竹下委員の質問に関しては、確認して後でお答えいたします [30 ページに答弁あり]。

○委員（植山太介君）

今の関連で、出動件数についてなんですけども、今御答弁頂いたその中で、消防団に出動依頼を要請したというのは、何件ぐらいになるものなのでしょうか。今のは救急車の件数だけってことじゃないですね、消防車も出ているのも入っているということでおよろしいですか。

○警防課救急救助係長（小濱竜一君）

先ほどお答えしました 7,690 件につきましては、救急出動件数となります。

○委員（植山太介君）

救急出動件数ですので、消防車も救急車も出て、消防車も出ていると思うんです。そこの分ける数字というのは持つてらっしゃるんでしょうか。

○警防課救急救助係長（小濱竜一君）

救急出動時にポンプ車、消防車両とあわせまして、P A 出動というのがあります。P A 出動件数に関しまして、1,298 件出でております。

○委員（植山太介君）

はい、理解をいたしました。消防車が出て、場合によっては、消防団に要請をすると思うんです

けれども、火災の際とか。なので1年間でこの消防団が出動した件数、霧島市内で何件ぐらいのものか、令和6年度、お聴かせください。

○警防課課長補佐（日原秀顕君）

令和6年度、消防団の火災出動件数は21件となっております。

○委員（植山太介君）

理解をいたしました。あともう1点確認がしたいんですけど、消防職員の方もそうです、消防団員の方もそうなんんですけど、出動されて、負傷をされたとか、けがをされたとか、そのような件数が把握されていたら、件数等教えていただきたいと思います。

○消防総務課主幹（徳田陽介君）

令和6年中におかれまして、救急現場で救急隊員が負傷して、捻挫をしている事案が1件ござります。

○委員（下深迫孝二君）

令和6年度末で、現在、消防団員数は何名で、消防団員に支払った報酬額は幾らかお尋ねします。

○警防課課長補佐（日原秀顕君）

令和6年度3月31日現在で月末での消防団員の団員数が1,050名となっております。報酬のほうは、決算額が9,600万8,917円となっております。

○委員（下深迫孝二君）

1,050名ということですけれども、現在、欠員は何名でしょうか。

○警防課課長補佐（日原秀顕君）

令和7年6月1日現在の消防団員数が1,060名となっております。定数が1,236名ですので、欠員176名となっています。

○委員（下深迫孝二君）

176名の減ということで、今、お話を伺ったわけですけれども、今回の災害等を考えましたときに、これが霧島市全体になったときなんかには、非常にやはり消防団というのも今までそう出動することもなかったわけですけれども、必要ではないのかなというふうに思いますけども、消防団員の募集について、どのような対策を講じておられるかお伺いします。

○警防課課長補佐（日原秀顕君）

今、委員のおっしゃるとおり、消防団員の方には、今回も自宅が被災する方もおられたんですけども、早くから活動していただいておりました。やはり消防団の現状の課題としては、団員の高齢化やそれから、今言われるよう加入の減退、そして山間部等においては、それぞれの分団部の管轄地域にも所属団員の居住が少ないということなどもあります。平成26年の大規模災害等において、それぞれの技術を持っている分野の人たちが、団員として活動する機能別消防団というのも設置しました。平成29年には、消防団活動を実施した大学生等に対し、その取組の功績を本市が認証するということで、就職活動等を支援することを目的とした、学生消防団の活動認証制度、それから令和3年には、団員の待遇改善を図るため、消防団員の報酬等の基準の規定等についてというものが国から発出されまして、本市の条例も一部改正しております。最近では、様々な行事の在り方も見直して、時間短縮を行うなど、団員の負担も軽減することも行っております。このようなことが入団促進に繋がるのではないかということも考えているところです。消防団員の加入については、これまで、各消防団、そして自治会や自治公民館等にも頼りに募ってきております。今後、いろんな行事が開催するときに勧誘をしたりとか、FMきりしまとか、消防フェスタなど、そういうイベントなどのときでも、消防団員の加入のほうを進めて、紹介等をして進めていきたいとしております。しかしながら、これまでってきたこと以外でも、新たな取組についてどのようなことがあ

るかは、今、消防局内でも考えているところです。

○委員長（宮田竜二君）

委員長を交代してもらつていいですか。

○委員長（宮田竜二君）

126 ページの消防予防業務なんですけれども、これの関係で、令和6年度に本市の中で発生した火災発生件数。令和6年度と5年度と4年度、過去3年間の火災発生件数を教えてください。失礼しました。令和6年度43件発生しているんですけれども、この43件の原因の内訳、例えば放火とか、寝たばことかあると思うんですけども、これの原因を教えてください。

○予防課長（蔵元博基君）

令和6年の出火原因につきましては、配線器具によるものが5件であり、続きまして、コンロ及び電灯・電話等の配線が同数の4件、続きまして、たばこ・たき火によるものが、それぞれ同数の3件でございます。

○委員長（宮田竜二君）

原因がそういうふうにあるんですけど、例えば、43件のうち、火災の被災者として、年代別の数字とかあれば教えてください。

○予防課長（蔵元博基君）

年代別の詳細はないんですけども、令和6年中、火災による死傷者は1名、あと負傷者が3名となっております。あと、住宅用火災警報器の関連で、65歳以上の死傷者につきましては、設置義務化になった平成23年から25名がお亡くなりになっておりまして、そのうち20名が65歳以上の高齢者となっております。

○委員長（宮田竜二君）

65歳以上の高齢者の方が25名亡くなられたということで、高齢者の方が火災を発生させてしまったり、あと、被災者にもなりというのが今多いと思います。今、霧島市、高齢者が増えていますので、今回この予防業務に関しまして、いろいろ活動されているんですけども、子どもとか、女性とか、やはり高齢者が犠牲になる、火災で犠牲になる場合がありますし、この結果をもとに、令和8年度の予算とかは、例えばそういう業務のほうを、高齢者、特に自治会に入ってない独居老人の方に、どういうふうに消防予防するとか、そういうことをしようとか、そういうことは考えてないですか。

○予防課長（蔵元博基君）

現在、老人のお宅を回っての各戸における指導等は行っていないんですけども、そのようなことを鑑みまして、そのようなことも今後は考えて検討していく、高齢者の死傷者の減少に努めていきたいと考えております。あと先ほど私のほうがお答えした件で、ちょっと答え方が悪かったんですけども、住警器を設置してから、全体で25名の死者が出て、内20名が65歳以上の高齢者ということで、訂正させていただきます。

○委員長（宮田竜二君）

委員長交代します。

○委員（植山太介君）

不用額調書の件で聴かせてください。52ページでした。まず、旅費の九州地区及び全国消防救助技術指導会不出場による残と、あと、負担金補助による研修会が開催されなかつたことによる残ということだったんですが、この理由と、あとこういうのに参加ができなかつたけれども特に問題はなかつたのか、学びという面で問題はなかつたのか、そこを2点お聴かせください。

○消防総務課主幹（徳田陽介君）

九州地区救助技術指導大会については、出場できなかったために支出しておりません。なお、水上の部で全国大会がありましたので、そちらのほうは全国大会のほうに出場させております。各種研修負担金については、必要な部分を研修に行かせていますので、十分賄えていると思っております。

○委員（宮内 博君）

重要物品購入状況表の7ページであります。昨年度、5件の流用物品購入がなされているということでの報告でありますけれども、全て森田ポンプによって落札をしているということで報告があります。実際指名競争入札ということで、入札としては、適正になされているというふうに思うんですけども、見て取る側にとっては、独占的な契約になるのではないかと、そういうことも懸念をされるわけなんですけれども、そこでお尋ねですが、実際、指名競争入札に指名をする業者、複数、毎回提示をされているわけですけれど、なぜこういう状況になっているのかという、入札の結果ですから当然分からぬという部分あると思いますけれど、その辺、何らかの対応策等を議論がなされているんでしょうか。

○警防課長（福元和博君）

6年中の入札に関しましては、消防ポンプ自動車 3.5 t 未満というのを現在、団員の免許に関わってくる普通免許で乗れる車ということで、そちらのほうの契約をしているところでございましてそちらのほうが、森田ポンプ自動車がしかできない仕様という形になっておりまして、こちらのほうがもう随意契約という形になっております。あと、指名競争入札としましては、小型動力ポンプ付普通掲載車等を行ったわけですけど、こちらのほうは、ちょっとお答えしにくいんですけど、森田ポンプが競争入札で入札したという形になります。

○委員（宮内 博君）

3.5 t 未満の契約については、それは以前、委員会のときに随意契約をするという理由について説明を受けた経過があるんですけど、あと4件については指名競争入札ということで、以前を森田ポンプということになってるわけですね。それで契約の状況から見て、一般競争入札ですので、長所としては不良品、あるいは不適格品などを排除することができるという長所があると。一方では短所として、指名されるものが固定する傾向がある、まさにこういう傾向ですよね。そして同時に、談合が容易であるという短所を持ってるというふうに指摘をされてるんですよね。そういうことがあるわけですので、とにかく実際にはもう指名される業者がもう固定化してきている状況というのがやはり何らかの対応策は必要ではないのかなというふうに思うんですけど、その辺どんな議論があるんでしょうか。

○消防局長（川崎敏朗君）

まさに委員が御心配されてることもあるかと思います。消防自動車救急車等に関しては、車両本体のみでなく、積載している物品も含まれた価格ですので、一つ一つの資機材関係の観点から業者のですね、これはメーカーの、業者の都合によるところですけど、価格と折り合いがつかないというところもあります、このような入札状況になっていると考えております。

○委員（宮内 博君）

本会議場でたしか委員長のほうで随意契約でしたかね、似たようなことではないのかというそういうことも指摘をされた経緯があったのではないかと思いますけれども、いわゆる、森田ポンプしか製造不可能な特許性を持っているようなものとか、そういうものがやはりかなり多く含まれているということから、他の同業他社は太刀打ちができないと、こんな現象が起こっているのですか。

○警防課長（福元和博君）

先ほども申したとおり、こちらから資料ですね、3.5 t 未満とかそういうのいけば、そのような特

殊な自動車をつくるのが森田ポンプしかないということになりますけど、そのほかにあっては、一応こちらの仕様と予算、お金に関しての競争入札となっておりますので、そちらのほうはちょっと何とも言えないところでございます。

○委員（宮内 博君）

確かに随契に付する場合には特殊な商品であったりというものについては、当然それは随契で契約をするしかないということで 3.5 t 未満についてはそういう処理をしたと、そのことについて疑問を呈してゐるのではなくて、あと独占的な状況になっているのを何とか改善できないんでしょうかというですね、そういう問題提起だとして受け止めていただきたいと。実際、指名競争入札に指名をする業者は同じ能力を持ってるというふうにして消防署のほうでは判断をして業者を指名するわけですね。だけども、落札結果がこういう独占というかもう寡占に等しいような状況にやはりなってるというのですね、もう少し打つ手があるのではないかという問題提起と同時に、今後の対策等についてもお聴かせください。

○消防局次長兼総務課長（松本哲郎君）

今議員の言われました消防車両においてにおきましては、艤装を製造する専門業者が行っておりますので、仕様書に関してはどこのメーカーでもそれ仕様書を実施できるような状況にはしておりますので、これに伴いまして指名競争入札として入札結果がこういう結果になってるということになります。

○委員長（宮田竜二君）

ほかありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで消防局への質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前 9時50分」

「再 開 午前 9時53分」

○委員長（宮田竜二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、教育部の審査を行います。教育部は二つに分けて行います。まず、教育総務課、学校教育課、学校給食課について、執行部の説明を求めます。

○教育部長（上小園拓也君）

今、委員長のほうから二つに分けてということでしたけれども、部長口述につきましては、最後の中央高校まで一括して冒頭で申し上げたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。令和6年度霧島市一般会計歳入歳出決算書のうち、教育部関係の決算について、説明します。はじめに総括を説明し、その後、教育総務課から順に各課長等が「決算に係る主要な施策の成果」に基づき説明します。それでは、歳入歳出決算書の9ページ、10ページをお開きください。(款) 10教育費には、市民環境部のスポーツ・文化振興課が所管する予算・決算も含まれますので、教育部所管のみ説明します。教育費の予算現額87億2,042万2,000円のうち、教育部所管分は80億9,934万3,000円で、一般会計の予算現額総額の約9.9%を占めています。また、教育費の支出済額72億8,026万2,592円のうち、教育部所管分の支出済額は67億3,867万1,486円で、一般会計の総支出済額の約8.9%を占めています。それでは、各項の支出済額について説明します。(項) 1 教育総務費では、教育委員会事務局の運営や奨学資金の貸付のほか、教職員住宅の修繕を行うなど、4億3,466万2,912円を支出しました。(項) 2 小学校費では、各小学校の円滑な管理運営に努めたほか、国分北小学校の大規模改造工事を行うなど、14億5,617万680円を支出しました。(項) 3 中学校費では、各中学校の円滑な管理運営に努めたほか、隼人中学校の大規模改造工事を行うなど、11億1,618万947円を支出しました。(項)

4 高等学校費では、国分中央高等学校の円滑な管理運営や、生徒の希望する進学・就職に向けた指導に努めたほか、ビジネス情報科データ処理室のパソコン機器等の整備を行うなど、8億8,770万4,900円を支出しました。(項) 5 幼稚園費では、公立幼稚園2園の円滑な管理運営を行うなど、6,787万3,556円を支出しました。(項) 6 社会教育費では、福山公民館の複合化改修工事等を行い、各社会教育施設の適切な維持管理に努めたほか、国宝「霧島神宮」社殿の防火防犯設備整備事業等に補助金を交付し、文化財の保存・継承に努めました。また、各図書館・図書室において図書資料の収集・整理・貸出等を行ったほか、既存の郷土誌をデジタル化し、市のホームページで公開するなど、9億7,270万3,924円を支出しました。なお、項全体の支出済額10億8,668万1,694円との差額は、市民環境部での支出です。(項) 7 保健体育費では、通学路等の安全確保や防災教育の充実、幼稚園・小学校・中学校に設置してある遊具や体育設備の点検を実施し、安全な教育環境の確保や健康な身心を育む教育に取り組みました。また、学校給食費の適正な賦課や納付に係る保護者の利便性の向上、安定した食材調達を図るとともに、各学校給食センターと単独調理場を適切に管理運営し、安全・安心な学校給食の提供に取り組み、18億337万4,567円を支出しました。なお、項全体の支出済額22億3,098万7,903円との差額は、市民環境部での支出です。(款) 11 災害復旧費、(項) 3 文教施設災害復旧費では、台風や落雷等による教育施設の被害を速やかに復旧し、安全な教育環境の確保に取り組み、1,233万3,149円を支出しました。なお、項全体の支出済額1,842万5,849円との差額は、市民環境部での支出です。次に、教育費の令和7年度への繰越額11億7,686万4,000円のうち、教育部に係る11億1,552万1,000円について説明します。(項) 2 小学校費の3億7,486万1,000円及び(項) 3 中学校費の7億3,493万1,000円は、国分北小学校及び隼人中学校の大規模改修工事に係る経費です。(項) 6 社会教育費の6,414万9,000円のうち、教育部所管分は572万9,000円で、霧島神宮の防災設備整備に係る経費です。(項) 7 保健体育費の292万3,000円は、市民環境部が所管するものです。最後に、教育費及び災害復旧費の教育部所管分の執行率は、予算現額81億1,226万5,000円に対して支出済額は67億5,100万4,635円であり、執行率は83.2%でした。なお、予算現額から令和7年度への繰越額11億7,686万4,000円を除いた69億3,540万1,000円に対する執行率は97.3%でした。以上で、教育部の総括説明を終わります。審査をよろしくお願ひいたします。

○教育総務課長（林元義文君）

教育総務課に関する主要な施策の成果について、説明いたします。令和6年度決算に係る主要な施策の成果の128ページを御覧ください。奨学資金貸付事業については、新規貸与者34人に1,835万7,800円、継続貸与者85人に4,808万9,400円、総額6,644万7,200円を貸与したほか、進学先の選考の際に奨学金の貸与の可否が見通せず、進学等の判断に不安や影響を及ぼすことがないように、1月に令和7年度新規奨学生の内定を通知しました。教職員住宅維持管理事業については、入居が見込めない教頭住宅の解体や、用途廃止した校長住宅の売却のほか、緊急を要する案件から優先的に補修を行い、教職員の住環境整備を行いました。129ページを御覧ください。小学校学校施設整備事業については、国分北小学校校舎（20号棟）の長寿命化改良工事に着手したほか、溝辺小学校校舎（1号棟）の屋上防水改修工事を行いました。また、前年度からの繰越分として、国分北小学校校舎（17号棟）の長寿命化改良工事が完成しました。130ページを御覧ください。中学校学校施設整備事業については、隼人中学校校舎（19号棟ほか）の長寿命化改良工事に着手したほか、同中学校屋内運動場長寿命化改良工事の設計を行いました。また、前年度からの繰越分として、隼人中学校校舎（27号棟）の長寿命化改良工事及び霧島中学校弓道場改築工事が完成しました。各施設の整備により、安全で快適な教育環境の整備に努めました。以上で説明を終わります。

○学校教育課長（山口良二君）

学校教育課に関する主要な施策の成果について、説明します。令和6年度決算に係る主要な施策

の成果の131ページを御覧ください。キャリア教育・進路指導推進事業については、中学校ドリカムプラン事業で、中学2・3年生を対象とした「中学生ドリカムプラン実力テスト」を作成し、全中学校で実施しました。集約したテスト結果は各学校に提供し、進路指導や中・高の連携を図る資料として活用しました。霧島しごと維新事業では、地元企業の代表等を講師とした「立志講話」、市内公立高等学校5校による「君の夢を叶える高校フェア」、地元企業を訪問する「企業見学会」などを実施しました。132ページを御覧ください。特別支援教育推進事業については、近年、特別支援を必要とする児童生徒が増加傾向にあることから、幼稚園、小学校及び中学校に特別支援教育支援員を配置し、学習活動上のサポートや、行動の見守りなど、支援の充実を図りました。担任と連携して幼児、児童生徒のそれぞれの特性に応じた必要な支援を行うことで、健やかな成長を支えることができました。いじめ・不登校対策等子どもサポート事業については、近年、不登校の児童生徒数やいじめの認知件数、問題行動など、生徒指導上の課題は増加傾向にあり、その原因や態様も複雑多様化し、諸問題の解決はこれまで以上に困難になっていることから、新たな長期欠席者を出さないことを重点に、いじめ問題対策支援員、心の相談員、教育支援センター指導員による相談体制の整備・強化、既存のいじめアンケートの確実な実施に努めました。また、本市が独自に開発した心の健康アプリの普及、活用推進を図り、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努め、魅力ある学校づくりに取り組みました。さらに、不登校傾向にある児童生徒については、教育支援センターでの学習支援を通じて、小学生2人（前年比△2人）、中学生29人（前年比+6人）が登校できるようになりました。133ページを御覧ください。要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業については、経済的な理由によって就学困難な児童生徒が安心して教育を受けられるように、保護者に対して学用品費や給食費等の一部を支援しました。年度当初に全ての保護者に対して申請の意思確認を行うとともに制度の周知を図り、援助を必要としている家庭が制度を利用できるよう努めました。ICT環境整備事業については、ネットワークアセスメントを実施し、学校の通信環境の改善を図ったほか、GIGAスクール構想のもと整備した1人1台タブレット端末を活用した学習を推進するため、管理職研修会等において具体的な活用例を提示するなどし、ICT機器の活用促進を図りました。134ページを御覧ください。学校保健総務管理事務事業については、児童の口腔保健の向上を図るために平成27年度から推進しているフッ化物洗口事業を34の小学校全校で実施することができました。学校教職員健康診断事業については、教職員の健康診断やストレスチェックを行い、体調管理に努めました。学校環境検査事業については、薬剤師や業者による水質検査や空気等環境検査を実施し、状況把握と安全確認を行うとともに、必要に応じて再検査や清掃を指示するなど、安全な環境の維持に努めました。学校遊具施設点検修繕事業については、富隈小学校の老朽化した「体育の山」を撤去するなど、学校に設置されている遊具を児童生徒が安全に使用できるよう維持管理を行いました。以上で説明を終わります。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（柳田謙一郎君）

学校給食課に関する主要な施策の成果について、説明します。令和6年度決算に係る主要な施策の成果の135ページを御覧ください。学校給食センター及び単独調理場の運営については、施設、設備及び備品の不具合に対して、修繕や買替えを適宜行いながら、安全安心な学校給食の提供に努めました。厨房機器等の更新については、備品更新計画に基づき、隼人学校給食センターにおいては、5年計画の5年目の更新を、霧島学校給食センターにおいては、3年計画の2年目の更新を、青葉小学校給食調理場は2年計画の1年目の更新を行いました。食に関する指導については、栄養教諭が各学校に出向き、児童・生徒に食に関する正しい知識や食習慣について、理解を深めてもらうための機会を提供したほか、保護者には、給食だよりや献立表により、周知を行いました。食物アレルギー、食中毒及び異物混入等への対応については、学校や保健所等と連携を図り、マニュアルに

基づいた対応を遵守することで、事故等の発生防止に努めました。特に、食物アレルギーについては、保護者と面談して子どもの状態を詳しく聴き取り、より確実な対応に努めました。学校給食費については、食材費の物価高騰分を国の交付金及び市的一般財源で負担することとし、保護者の負担軽減を図りました。また、文書や電話による催告など初動の徹底を図ったことにより、現年分の収入割合は前年度を0.2ポイント上回る成果を得ることができました。地産地消の推進については、令和6年度から学校給食で使用する米をすべて霧島市内産としたほか、地場産物の積極的な活用を推進したことにより、県内産活用率が0.4ポイント、市内産活用率が1.9ポイント上昇しました。以上で説明を終わります。

○委員長（宮田竜二君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（下深迫孝二君）

まず、給食センターのほうの給食課のほうに質問させていただきますけれども、令和6年度から霧島産の米を使うようにということで、再三我々も申し上げてきたわけですが、そこに来て米の高騰がすごく進んだわけですが、一般財源から米の購入に対して、どれだけ的一般財源から入れられたのか、そこをまずお伺いします。

○委員長（宮田竜二君）

一旦ここで休憩をします。

「休憩 午前10時12分」

「再開 午前10時27分」

○委員長（宮田竜二君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。答弁を求めます。

○学校給食課主幹（和田純孝君）

令和6年度、米の物価高騰分で公費負担した金額であります約260万円でございます。

○委員（下深迫孝二君）

意外と少なかったなというふうに感じたところですけども、大体、前の予算委員会か何かでしたかね、1万1,000食ぐらいをつくっていると、1日つくっての量ですね。ということは生徒さんが1万人ぐらい、教職員の方々の分まで入れて1万1,000食ぐらいというふうに記憶してますけども、トン数にして年間幾らの米を使っているのか伺います。

○学校給食課主幹（和田純孝君）

年間約108tでございます。

○委員（下深迫孝二君）

これは108tの米を使っていらっしゃるということです。この間、令和6年度で米が少なかったためにパン食などにしたということはなかったでしょうか。

○学校給食課主幹（和田純孝君）

基本的に御飯を週に3日、パンを2日という形でしているんですけども、令和6年においてこの部分を変更したことはございません。

○委員（山口仁美君）

奨学資金貸付事業についてお伺いします。返還金の徴収困難事例というのがあったのか、その状況がどのようなことだったのか教えてください。

○教育総務課主幹（山内太君）

返還困難事例というのが、例えばというか、すいません。

○委員長（宮田竜二君）

休憩します。

「休憩 午前10時30分」

「再開 午前10時30分」

○委員長（宮田竜二君）

再開します。

○教育総務課主幹（山内 太君）

失礼いたしました。令和6年度におきまして奨学資金返還金の調定額というのが現年額で言いますと、5,054万7,248円。それに対しまして収納額は4,911万4,698円。収納率といたしましては97.17%で、こちら現年度に関しましては、通常、96%、97%というのがアベレージな値ですのでこちらに関しましては通常どおりと言えるのかなと考えております。対しまして滞納繰越分が令和6年度に関しましては、3,040万7,325円、これに対する収納額が398万1,225円。収納率といたしましては13.09%となっておるところでございますけれども、これは令和5年度と比べまして、令和5年度が16.66%というふうになっておりますので、ポイントといたしましては3.57ポイント下がってるということにはなっておるんですけども、これに関しましては、近年、収納対策に関しましては、つぶさに通知を送るという方法なんですけれども、令和元年度まで大体5%ぐらいの収納率というのが、令和2年度以降は大体10%ぐらいになっておりまして、特に令和5年度におきましては、非常に収納対策というのは功を奏して、16%まで上がって一番ちょっと突出して大きいというところでしたので、近年の傾向を見れば、令和6年度の過年度の滞納繰越分に関する収納というのも悪くはない数字であると。したがって収納の困難というの取立て感じているところはないというところでございます。

○委員（山口仁美君）

令和6年度の事務事業評価シートを見てまいりますと、令和7年度以降の改革改善内容の中に返還金については職員による徴収が困難な事例について弁護士事務所に委託を行い徴収を強化するという一文が入っておりましたので、この点についての質問でした。ここは今十五、六%の過年度分の徴収率ということなんですか、これをさらに強化したいという思いがあつて書かれたこと、文章になっているんでしょうか。

○教育総務課主幹（山内 太君）

事務事業評価シートのほうに令和7年度以降の取組といたしまして、徴収強化、弁護士法人への委託というのを書かさせていただいてるところでした。先ほど担当者といたしましては、令和6年度において生じた特段困難な事例というのは感じられないというふうに答弁したところでございますけれども、とは申しましてもといいますか、長い間滞納されている返還者の方も少なくない数がいるということになって、それが3,000万円弱というですね、滞納繰越額というふうになっておりますので、一応令和7年度既に契約をしているところなんですか、特に納期限を大きく過ぎてらっしゃる方々を中心として、弁護士法人のほうに既に委託しているというところでございますので、事務事業評価に書いてある困難事例という意味合いといたしましてはそういう長い間返していただいてない、そういう方というふうに認識しております。

○委員（山口仁美君）

あと一点確認をさせていただきたいのが、同じく奨学金のほうなんですか、令和7年度から高等教育の支援制度が少し変わっておりますので、令和6年度までに借りた方々の中で影響を受けた人数がいらっしゃるのかどうかお伺いします。1月か2月あたりでその次の年の内定を出すと

いうような説明が先ほどありましたのでこの時点での状況というはどういうふうに変化をする、したのかというのを教えてください。

○教育総務課主幹（山内 太君）

ちょっと申し訳ないんですけど、既に令和6年度までに対応を受けてらっしゃる方に対する継続的な影響というのはちょっとこちらのほうでも把握してはいないところでございますけれども、少なくともその令和7年度、山口委員がおっしゃるように、国の高等教育に関する修学支援新制度をもう少し具体的に言うと、3人以上の扶養するお子さんを抱える世帯に関しては、大学等に通学、進学した際の授業料でありますとか、あるいは給付型奨学生について緩和がされていると、支援が拡大しているというところもございまして、確かにこちらのほうにも問合せはありますし、令和7年度においてその影響で本市からの対応、また奨学生の金額を調整いたしまして、最終的に0円になったりとか、かなり少ない金額でお貸しするような方というのが数としては複数あるというふうになっております。

○委員（阿多己清君）

奨学生のところでちょっと関連でお伺いいたします。令和7年度の予約の部分に辞退者8人と表記がされてるんですが、令和6年度においても現在119人に対応しているという状況の中で、不用残が74万1,000円ほどあるんですけども、これも何名か辞退者があつての残なのかこちらを御紹介ください。

○教育総務課主幹（山内 太君）

令和6年度中に貸与金額の変更があった事例というのを紹介させていただきますと、年度内にやはり奨学生は受けなくていいという辞退をされたという方が2件、休学をされた方が1件、また退学をされたという方が1件、それから日本学生支援機構の給付型奨学生を受けられたという方が7件、授業料免除が2件、あとは、本市の奨学生のほうが自宅から通う場合と自宅外から通う場合で金額は変わるんですけども、そういった通学区分が変わった方が2件、合わせて15件あるということになっております。ただ、不用額の金額に関しては、そもそも9号補正、3月補正予算におきまして、減額補正をしておりますので、そういったものも加味すると最終的には74万1,800円の不用額が生じたということになります。

○委員（阿多己清君）

分かりました。過年度分の徴収がやはり苦しい状況なのかなと思うんですけども、連帯保証人が2名ほどつけられていると思うんですが、この連帯保証人にお願いしての徴収というのも6年度あったんでしょうか。

○教育総務課主幹（山内 太君）

滞納管理といいますか、徴収の督促をする際に最初は本人に督促をいたしまして、本人がお返しいただけないとかの場合にはまず連帯保証人のうちの1人は親御さんですので、お父様お母様どちらかの連帯保証人に連絡をすると。さらにそこでお支払いいただけない場合はもうお1人ですね、親御さんではない連帯保証人のほうに連絡をさせていただいているところでございます。その具体的なその連帯保証人の方が払った数というのは把握してないところなんですけれども、といった順繰りでといいますか段階を踏んで通知をしておりますので、連帯保証人の方が実際お支払いされているという例もあるにはございます。

○委員（竹下智行君）

特別支援教育支援員のところで教えてください。人数については記載されておりますけども、この充足状況というのはもう満たされているのか、そこ辺りをまず教えていただけますか。

○学校教育課課長補佐（寺田繁樹君）

充足率については、100%充足しているところです。

○委員（竹下智行君）

支援員の資格要件というのを教えていただけますか。

○学校教育課課長補佐（寺田繁樹君）

本市においては、特に教員免許であったりその他資格が必ず必要ということはございません。面接を実施いたしまして、適切な人かどうかを確認してから採用しているところです。

○委員（竹下智行君）

ちなみに、教員免許を持ってらっしゃらない方でも大丈夫ということですが、どういった資格を持っている方が働いて、支援員でされているのかなと思うんですが、そこあたりが分かりますか。

○学校教育課課長補佐（寺田繁樹君）

資格としては教員免許は求めていないんですけども、やはり教員免許を持たれている人が多いのが実際です。あと幼稚園、保育園の資格を持っている方も多数いるところです。

○委員（竹下智行君）

最後に支援員のいろいろその現場で働いていれば、いろいろな課題だったりとか、改善してほしいことという、あるかと思うんですけども、そこあたりの声の拾い上げ方というかその要望等についてはどういうふうに改善されていくのかなと思うんですが、そこ辺りを教えていただけますか。

○学校教育課課長補佐（寺田繁樹君）

支援員が直接集まって研修会を実施するのが年2回ございますので、まずその場で支援員の声を把握するようにはしておりますが、いかんせん年2回になりますので、各学校へ特別支援教育コーディネーターがいて、コーディネーターを中心に支援員の活用を進めておりますので、その中で支援員の声を拾い上げて、こちらの教育委員会につながるシステムというものは出来上がっているところです。

○委員（植山太介君）

関連で私もお伺いいたします。特別支援教育推進事業についてなんですが、口述書にあるのを聴きますけど、近年特別支援を必要とする児童生徒が増加傾向にあるということが記載がございます。私もそれを感じているところでして、実際資料見ますと、県内も2007年度が880人だったのが、2024年には6,975人と小学生が。7.9倍になっていると。中学生も420人だったのが2,467人5.9倍になっていると。これは国も全体的にそうだけど県を鹿児島県は特に多いほうになっていると。前回の決算書でも答弁としては医学が発達してと、あと特に保護者の方々の御理解が進んでというような形で答弁を聴いたんですけども、実際専門家が調べていると研究は進んでないということだったんですけども、ほかの要因、難しいところかもしれないんですけど担当課としてこちら辺をどのように把握されてるか少しちょっと見解をお聴かせください。

○学校教育課課長補佐（寺田繁樹君）

通常の学級に在籍をしている特別な支援を必要としている児童生徒数ですけども、本市においては小学校で700人を超える人数、中学校において400人に近い数の子どもたちが必要ということで挙げられております。その要因といたしましては、やはり私どもとしては、今委員が言われた保護者の理解がというのが一番あるのかなというのは感じております。加えて、やはり学校の先生方の理解も進んできておりますので、保護者と学校と連携を図りながら、こういう形で支援を依頼してくる事例というのが増えている、結果、この数字になっているんだとは感じているところです。

○委員（下深迫孝二君）

先ほどの説明の中で不登校傾向にある児童生徒についてはということで書いてあるんですが、小学生2人が登校できるようになったと。中学生が29名登校できるようになったということで書いて

あるんですが、全体的に言って学校数も多いですから、現在不登校の児童が小学生でどのくらい、中学校でどのくらいいらっしゃるのか、まずお伺いいたします。

○学校教育課指導事務グループ指導主事（立元智樹君）

令和6年度における本市の不登校児童生徒数ですが、小学校で186人、中学校で266人となっております。

○委員（下深迫孝二君）

かなりの数の生徒さんが不登校で学校に行けてないということなんですが、主な原因は何でなんなんでしょうか。

○学校教育課指導事務グループ指導主事（立元智樹君）

小学校における不登校生の主な原因、最も多いのが家庭に関わる状況、中学校でいきますと、いじめを除く友人関係もしくは家庭に関わる状況となっております。

○委員（下深迫孝二君）

家庭に関わる問題というのは、どういうことが発生しているのか、まずお伺いしたい。

○学校教育課指導事務グループ指導主事（立元智樹君）

家庭に関わる状況ですが、保護者、家庭がもう学校には行かさなくていいと、いわゆるホームスクーリングの形にするであるとか、もしくは積極的にも登校させない、登校刺激を与えないであるとか、そういう状況にあります。

○委員（下深迫孝二君）

今話聴きますと学校に行かせないための虐待みたいなものととらえていいんですか。

○学校教育課指導事務グループ指導主事（立元智樹君）

学校としましても、連絡をとって登校請求与えるように言っています。そこは保護者も納得して、また行かせるように話をしますというふうにはするんですけども、最終的にも学校に登校させまるで押し切れない、保護者のほうが子どもにそこまで強く言い切れないというところですので虐待というふうには捉えていません。

○委員（下深迫孝二君）

子どもが学校に行きたくないと言っているんなら、これはもうしょうがないなということで、救われるわけですけども、子ども学校に行きたいんだけれども親が行かせてくれない。義務教育ですよね、小学校中学校。これに対して、教育委員会、法的な手段等もとっていただいて、本来はされるべきではないかというふうに思うんですが、今申し上げたように子どもが学校でいじめがあって行きたくないとか、そういうのではなくて、学校、子どもは行きたいんだけども親が行かせてくれないということですね、今話を聴けば。それが大多数ではないと思うんですが、親が行かせないという理由が私よく分からないんだけども、例えば、子どもに家において何か手伝いさせているのか。いろんなそういうこともあるのかなという気がしないでもないんですが、そこをどのように受けていらっしゃいますか。

○学校教育課長（山口良二君）

まず子どもたちの現状を見ますと、本人自身は学校に行きたいけれども親が行かせてくれないんだという現状は学校と連携する中でそういう実情というものは特段とらえてはおりません。ただ、いろんな価値観がある中で、あえて学校という選択肢をとらない中で教育を推進しようという新たな考え方をお持ちの保護者の方もいらっしゃるのは事実です。ですので、学校の働きかけとしては、もちろん法的な部分もあるんですけども、とにかく、子どもたちにとっての学校の有用性、そして、魅力ある学校づくり、そういったこと発信しながら、家庭に働きかけをしている状況でございます。どうしても心理的な部分で、どうしても学校になかなか向かないんだという場合は関係機関

と連携をしながら的確に義務教育の責任を果たすべく、連携を図っているところでございます。

○委員（下深迫孝二君）

例えは家で教育をされているということもあるかもしれませんけども、やはり義務教育に子どもたちが通うということは、友達との連携をとったりとか、いろんなことが社会出てからも役に立つことがあるわけですね。それであればですね、やはりもう少し義務教育と言われてるわけですから、そこら辺は教育委員会も積極的に動いていただきたいなというふうに思うんですが、部長、どのようにお考えですか。

○教育部長（上小園拓也君）

この不登校の数を聴きますと、非常に多いなというふうに思っているところでございます。先ほどから学校教育課のほうで答弁申し上げておりますけれども、学校の指導主事あるいは学校の校長、教頭、3人の先生等が足しげく家庭訪問をしながら、一生懸命今、取り組んでいるところでございます。その中にはなかなか保護者と会えないとか、いろんな状況もございます。そういう数が積み重なって今こういう現状の数字になっているところでございますけれども、教育委員会としましては引き続き、不登校の少しでも数を解消できるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○副委員長（久保史睦君）

ちょっと今の部分の関連でお聴かせをしていただきたいと思います。成果の132ページのこの不登校数のところに、ここを根拠にちょっとお聴きをしたいと思いますけれども、今、るる委員の質疑の中で課長のお答えの中で新たな考え方があるというふうに今おっしゃいました。それは何かその義務教育の中における法的根拠があつてのお答えだったのか、まずそこについて1点をお伺いしたいことと、新たな考え方が認められるということは、出席状況はどうなるのかという部分とそれが不登校するとどういう関連性を持ってくるのか、そこをちょっと教えていただけますか。

○学校教育課長（山口良二君）

義務教育法的根拠の中で、新たな考え方、保護者は義務教育を負わせる義務がございますので、そういう解釈の中では、新たな考え方というのは通用しないところがございます。ですので、本課といたしましては、いろんな手立て等は全て学校にどういう形でベストな状態で復帰できるか学校に通うことができるか、そういうルーティンを組みまして、学校と連携を図っているところでございます。もう一点は何でございましたでしょうか。

○副委員長（久保史睦君）

1点確認をさせてください。非常に重要なことになってくると思うんですけども、今新たな考え方という部分で今のお答えを聴く限り、登校している登校しない、いわゆる出席判定という部分は欠席ということになるということだけれども、新たな考え方は教育委員会としてはそれは認めているということになりますけど、そういう見解でよろしいですか。

○学校教育課長（山口良二君）

登校状況等につきましては、現状をお話しいたしますと、登校日数等が不足する場合には学期末、学年末に判定委員会というものを実施いたします。その判定委員会の中で今の児童生徒にとって不登校の児童生徒にとっての現状で留め置きをするのか、もしくは進級をさせるのかということを審議いたします。そういう中で、慣例ではないですけれども、ほとんどのケースで御家庭のほうで留め置きを御希望するという状況は通例上ほとんどございませんので、義務教育課では進級しているというのが現状でございます。ただ、学校に登校できていないところでございますので、もちろん登校刺激は与えつつ、授業の進捗状況については、タブレット端末等も今整備されておりますので、そういう形で、学力の遅延等がない形、そういう方向性というのが今、取り組んで

いるところでございます。

○副委員長（久保史睦君）

今の解釈をすると、ちょっと誇大解釈になるのかもしれないですけれども、新たな考え方で、学校への出席をしなくてもいいという、しなくてもいいという表現が正しいかどうか分からないですけれども、しないという選択した場合に、さっき今おっしゃられましたけど、進級するときの判定基準としてその考え方方が尊重されるのか尊重されないのかという、そこだけ明確に答弁いただけますか。補足の説明は結構です。

○学校教育課長（山口良二君）

進級の際には、実情等も把握しながらですけれども、保護者、そして御本人、そういった御意思というのは最大限尊重しながら、最適解を準備するという形になっております。

○副委員長（久保史睦君）

今後、そのような認識で教育関連には取り組んでいかせていただきたいと思います。もう一点だけ確認をさせてください。同じく、132 ページの不登校数の中で先ほどいろいろな要因を述べられておりました。この中で、ヤングケアラー世帯が何世帯あるのか、ここは掌握してらっしゃると思いますので教えていただけますか。

○委員長（宮田竜二君）

ヤングケアラーの小学校、中学生それぞれ答えられますか。

○学校教育課長（山口良二君）

本課といたしましては、ヤングケアラー状態で学校に登校できていないというのは非常に大きな問題ですので、各学校に調査は随時かけております。ただ、学校から上がってくる小中学校の数値的なもので言いますと、ヤングケアラーとして学校に登校できていないという数値的なものは捉えていない、上がってきてない状況でございます。

○委員（山口仁美君）

関連でお伺いします。教育支援センターを活用されてる方も大分いらっしゃいます。以前もちょっと話をしたことありますけれども、非常に丁寧に学校と家庭の間を調整をしてくださっているというふうに感じております。先日実際お伺いしてお話を聴いたところ、相談とかその来所をするまでのハードルが保護者にとって非常に高いというようなことで、約半数の方が既に通わせている、教育支援センターを利用されている方から、保護者から聴いて、そして行ってみようかなという感じで足を運んでいるというふうに聴いております。学校と開所時間がほぼ一緒なので、学校の先生方が実際に足を運ぶということがほとんどないようなので教頭先生とかは別ですけれども、ないようなのでその情報を保護者のほうに直接教えていただくような機会がなかなかないんだというような話が出ておりましたけれども、教育委員会としてこの教育支援センターと学校の連携といいますか、中がどういうふうな視点で運用されているのか学校の先生方がどういうふうに連携をしていけばいいのかという情報共有に関してはどのように普段されているのか教えてください。

○学校教育課指導事務グループ指導主事（立元智樹君）

教育支援センターに関しましては、各学校にも全ての必要な児童生徒、保護者だけではなく、全ての児童生徒、保護者に対して周知をするように管理職研修会等で指導しているところでございます。また、学校と教育支援センターの連携におきましては、夏休み等を利用して、利用している生徒、それからその生徒の担任の先生、それから、保護者、本人と支援センターの指導員と一緒に面談を行って、今後の方針性と話し合ったりというところで情報共有をしているところでございます。

○委員（山口仁美君）

実際活用をなさっている学校については非常に連携をされているけれども、今まで使ったことな

い先生方にとっては、なかなか分かりづらいところなのかなというふうに思うところなんでここは工夫をしていっていただきたいということでお伝えしておきたいと思います。あともう一点ですね、教育支援センター2か所ございますけれども、アクセスの問題がやはり今まで指摘がありますとおり非常に大きくて、実際利用をされている児童生徒の方々も校区内の方がほぼほぼだと思います。令和6年度においてはどのような状況であったのかお示しください。

○学校教育課指導事務グループ指導主事（立元智樹君）

令和6年度の隼人教育支援センターの使用状況ですが、利用している中学校が隼人中、日当山中、それから溝辺中、牧園中、小学校においては、宮内小、小野小の童生徒が利用しております。それから国分教育支援センターに関してですが、国分教育支援センターについては、舞鶴中、国分中、国分南中、それから令和6年度に関しては、国分西小、それから霧島中の生徒が利用しております。

○委員（山口仁美君）

利用頻度も数ではとついらっしゃらないと思いますけれども、今学校名はたくさん出てきましたけれども、例えば牧園の方が本当に毎日通っているのかというと恐らくそうではないと思いますので、利用頻度との兼ね合いも少し御紹介ください。

○学校教育課指導事務グループ指導主事（立元智樹君）

利用頻度に関しては、やはりもう毎週というわけではないですが、例えば牧園中、昨年度利用していた牧園中の生徒であれば、隼人教育支援センターに全部で107日利用しているという状況でございます。言えば週に約2回程度の登校となっております。

○委員（山口仁美君）

あと部長のほうにもお伺いしたいんですけども、以前からこの教育支援センターの重要性は非常に増してきているのかなと思いますけれども、送迎とか、それから学校内フリースクールとか、このアクセスがしづらい学校校区の子どもたちに対して検討はしてこなかったのかというところを教えてください。

○教育部長（上小園拓也君）

国分と隼人に教育支援センターがって、委員おっしゃりたいのは校区内にもう少し支援センターを増やせばいいのかなということだろうと思うんですけども、まず、現在学校におきましても、校内の学校内のサポートルームというのを、小学校で12校、中学校で7校設けておりまして、まずは学校で一時的にしっかり対応していこうというようなことで取り組んでいるところでございます。その中でどうしてもという方については、教育支援センターのほうも御紹介してるというような状況でございます。

○委員（宮内 博君）

まず教育委員会の予算の執行の在り方について総括的にお尋ねをしたいんですけども、予算附属書類を拝見をさせていただきました。それで、まず気づきますのが教育委員会内での予算の流用、これが非常に多いというのが大きな特徴ではないかと思います。自治法220条の2項において、予算の款、項についてはこれは流用できないという規定がなされているんですけど、同款内の項については流用可能というふうにされているんですが、できるだけ流用というのを少なくする取組というのが、私ども議会の側からすれば議会の議決事項に入らない、入るの款と項ということで、入らない部分でありますので、そのところは、かなり頻繁に流用されてるのではないかというふうに思うんですけど、いわゆる款と項については流用してはならないという、まずこの基本原則、それはちゃんと守られていると思いますけどお尋ねいたします。

○教育部長（上小園拓也君）

宮内委員のほうから流用についてのことでございましたけども、委員おっしゃるとおりこの流用につきましては、議会の議決事項でない部分で、事情の中で、行政側でできる部分の範疇において流用をしているところでございます。流用に至った経緯それぞれいろんな事情があつて流用をしている部分がございます。ただ、結果として数が非常に多いということにつきましては、そのとおりであるというふうに思います。まず予算編成を行つてから当初予算を議会のほうに認めていただいて、その後執行に至りますけれども、その間においていろんなまた様々な事情が出てきまして、どうしても流用せざるを得ない部分も出てくるという部分も事実でございます。たしか昨年の決算特別委員会の中でも、例えば備品の不用額が非常にちょっと少しあつたというようなことで、それではうまく流用というものをやりながら、もう少し執行できなかつたのかというような御意見も頂いたところでございます。私どもといたしましても、予算があるから何もかも、いろいろ流用するということではございませんで、必要に応じてどうしてもこれは急がなければいけないというようなことで、流用したところでございますので、その点についてはどうか御理解を頂きたいというふうに考えております。

○教育総務課主幹（山内 太君）

参考までに補足して説明をさせていただきます。決算書のほうにおきましては、目間の流用のほうを、備考欄に記載させていただいているところですけれども、目間の流用に関しましては令和6年度、実数で55件あったわけですけれども、そのうち47件に関しましては、人事院勧告等に伴う職員あるいは会計年度任用職員の人事費に係る流用でございまして、それ以外のものは、目間流用に関しましては8件というふうになっているところでございます。また、決算の附属書類の中で目内流用調書というのがございますけれども、こちらに関しましては、流用の実数の件数といしましては69件あったわけですけれども、うち20件に関しましては、先ほどと同様に人事費に係るものですので、それ以外の利用に関してはこれも少ないと決して申し上げないんですけども、49件の目内流用というのをさせていただいたというところでございます。以上補足の説明でした。

○委員（宮内 博君）

流用の場合に基本的には給料とか職員手当とか共済費とかそういうものに充てるというのが基本的な取扱いの原則にされているのではないかというふうに思いますけれど、市の財務規則、からいきますと、当然その流用のときには、首長の承認、これを受けなければいけないわけですけれど、当然、それをなし得た上で処理しているという理解でよろしいですね。

○教育総務課教育政策グループ長（山内 太君）

流用の対応でありますとか、あるいは金額に従いまして細かく決裁区分というのが決まっておりますので、それに適切に従いまして決裁を受けているところでございます。

○委員（宮内 博君）

例えば決算附属書の155ページ、高等学校費があります。この高等学校費が小学校費に流用中学校費に流用。幼稚園費に流用。社会教育費に流用。保健体育費に流用と。この金額だけで1,720万円の流用がありますね。これは、なぜこの流用というふうにするのか。補正予算で、対応をすべき金額に当たるのではないかというふうに思いますけれど、その辺の議論はどうだったんでしょうか。

○教育総務課教育政策グループ長（山内 太君）

決算附属書の155ページの高等学校費から流用されているものにつきましては、全て人事費に関する流用というふうになっているところでございます。人事費に関しましては、当然、項をまたがるような場合というのは、補正予算を組んだりもいたしますし、補正、そうですね、人事費同士のやりくりといいますか流用で対応するものというのもありますので、そういうものを複合して、補正予算で組むところは、組む。あるいはその流用で対応するところは対応するというふうに対応

しているところでございます。

○委員（宮内 博君）

今あったように同款の中であるけれども、項は全部超えてますよね。それぞれ小学校費、中学校費、幼稚園費、保健体育費と。項を全部超えてこういう流用をするというのは合法的ではあろうと思うけれども、最終的にやはり抑えるという、それが議会との関係で、私ども議会という立場からするとですね、議会軽視にもつながるのではないかということを、指摘をせざるを得ないわけですけれど。その辺もう少し、予算編成の在り方をこの令和6年度決算を踏まえてですね、令和8年度に生かしていかなければいけないということではないかということではありますけれど、その辺どのように総括がなされているんでしょうか。

○教育総務課教育政策グループ長（山内 太君）

委員のおっしゃるとおり、項間の流用といたしましては、令和6年度の一般会計予算の予算議案を提出するときに、第6条におきまして歳出予算の流用ということで、項間の流用に関しましては、各項に計上した一般職の報酬、給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足の生じた場合における、同一款内での流用についてするというふうに定められているところでございまして、まずはこれに基づいて項間の流用をしているところなんですけれども、最初から項間というのを考えているわけではなくて、また項内といいますか、項内の目間で、やりくりができる場合にはそういう流用補正等を組んでいるわけでございますので、なるべくこういった予算に定められてるとはいって、項間の流用というのを頻発するような、そういう予算編成といいますか、財政運営というのはしていないというふうに認識しているところでございますけれども、今後とも、そうですね、はい。市長部局のほうとも、その辺りに関する情報共有といいますか、言及はさしていただきながら、適切な予算編成、財政運営に関しては、いかようなものかというのを検討してまいりたいというふうに考えています。

○委員（宮内 博君）

これはやはり部長が答えなければいけない問題だと思いますけど。

○教育部長（上小園拓也君）

この流用につきましては、先ほど少し説明をいたしましたけれども、いろんな状況があって、流用せざるを得ない状況があるということと、それから、今申し上げましたのは、人件費の部分でございます。この人件費の流用につきましては、昨年の人勧の人事院勧告に伴う人件費の上昇分、それから会計年度任用職員の上昇分、それらに対する対応でございまして、これは教育委員会だけではなくて全庁的な流れの中で、このような形になったというふうに考えております。今後につきましても、人件費の高騰というのがまた出てまいりますので、どのような予算を組むのか、そういうところも研究してまいりたいというふうに考えております。

○委員（阿多己清君）

不用額調書の57ページの負補交で、24万3,000円余りの残があるんですが、山村留学事業の実績減とありますけれども、6年度の実績はどうだったのか御紹介いただけますか。

○学校教育課主幹（住吉康賢君）

令和6年度の山村留学の実績ですけれども、山村留学制度を実施しているのが、永水小学校と中津川小学校です。中津川小学校のほうは6年の実績はございませんで、永水小学校に4名いました。年度当初ですね。ただ1学期で、戻られたお子さんが1名、それから、年が明けて1月まで戻られたお子さんが2名いらっしゃいましたので、そこの差額が不用で出ているというところでございます。

○委員（植山太介君）

私もちょっと、不用額調書からお伺いをさせてください。学校教育課でした。消耗品各学校におけるコスト削減の取組成果による執行残と、その下の印刷製本費もそのような形で残が出ております。ページをめくりまして 59 ページにも、印刷製本費、また備品購入と、このような形で削減に取り組まれて、残がでている 100 万円を超えるぐらいの残がでているということで評価をいたしますけども、具体的にどのようなことを取り組まれたのか。1 例 2 例、挙げていただけたらと思います。

○学校教育課主幹（住吉康賢君）

各学校での具体的な取組につきまして、個別に把握しているわけではございませんが、例えば印刷製本費に関しましては、今まで冊子にしていたものをデータで提供すると、そういった取組を通じて削減が図られていると認識しております。

○委員（竹下智行君）

学校環境検査事業についてお尋ねします。様々な環境を検査されておりますけども、その中で学校側がするもの、検査機関がするもの、そこあたりの状況をお知らせいただけますか。

○安全・保健体育グループ長（有馬義浩君）

学校建設事業に関しましては、定期的な学校のですね、環境検査につきましては学校薬剤師のほうで定期的な検査のほうを行っております。検査センター等ですね、もう出す検査というのが、水質検査、あとはプールの水質検査とか、そういうものになってきます。

○委員（竹下智行君）

6 年度検査等で、以上異常な数値が出たとか、そこあたりの状況が分かる、そういうケースはなかったのか、そこをお知らせいただけますか。

○安全・保健体育グループ長（有馬義浩君）

令和 6 年度ですけれども、検査機関に出した検査結果で再検査という形で検査をした検査としましては、飲料水については 0 件。プールの水質検査については 1 件、プール水のろ過器について 1 件と、ちょっと少ないんです。あと、空気等の環境検査について 4 件となっております。その中で再検査のほうをいざれも行いまして、結果は適合という形になっております。

○委員（竹下智行君）

学校のプールの老朽化というのも、設備等の老朽化もあろうかと思うんですけど、今後、ちょっと使用が難しいなというプールというのは、この 6 年度まででは把握しているところでありますか。それともないのか。そこを教えていただけますか。

○教育総務課長（林元義文君）

現在、現在というか使用のできないプールというのが現在ないところです。

○委員（竹下智行君）

現在はどこも扱っているわけですけど、ここはちょっと難しいかなあと、もうちょっともう老朽化が進んでるなというそういうふうな状況というのは、今はないという理解でよろしいでしょうか。

○教育総務課長（林元義文君）

今年度の話になるんですけども、長寿命化計画の見直しを検討しております、その中にプールも含めて、検討しているところです。はい。その結果によってですね、また今後の整備計画等考えて、いかなければならぬのかなと思っているところです。

○委員（阿多己清君）

先日、現地調査をした、霧島中学校の弓道場関係なんですけれども、奥にプールがあって、手前に駐車場から北側のほうに弓道場を整備しているんですが、工事が 5200 万ほどの工事なんですが、土地そのものは市有地ということで確認をしたいんですけども、どう、教育委員会所管の市有地

と。

○教育総務課長（林元義文君）

教育委員会所管の学校用地となっております。

○委員（阿多己清君）

工事が5,200万円を超える工事費なんですが、手前の駐車場が整備されておったと思うんですけれども、駐車場もこの5,200万円に入っているかどうか。

○教育総務課長（林元義文君）

この工事費につきましては、弓道場本体の工事費となっておりまして、隣接している駐車場の整備は入っていないところです。

○委員（阿多己清君）

委員の皆さんも見てるところで、結構きれいに整備をされていたと思うんですけれども、聴いた話で申し訳ないんですけども、この駐車場整備はPTA予算でしたということを聴いたんですが、PTAもかなりの予算を持っているなど、びっくりしたんですけども、実際はどうなんですか。

○教育総務課主幹（川床智文君）

霧島中学校の弓道場の駐車場の工事のお金についてなんですけれども、こちらのほうが、霧島中学校のほうでは学校林を管理をしておりまして、そこで学校林に植樹されてる樹木を売却して、その収益金というものを学校林の会計として学校のほうで管理しているところでございます。学校によりますと、学校のほうと、もちろんPTAだったりとか、学校林に関わる関係者と協議をした上で、学校林のお金を使おうということで整備をしたというふうに聴いております。

○委員（阿多己清君）

やはり市で管轄している土地であるんですけども、やはりこちらの費用も教育委員会で見るべきではなかったのかなというのを感じましたけれども、部長どうですか。

○教育部長（上小園拓也君）

現地調査をしていただきまして、状態的には碎石を敷いてあって非常にいい状態にはなっておりました。この弓道場を建設するに当たっては、まず弓道場の館のほうを、どうしても急がないといけないということで、結構金額も大きな金額がかかっている部分もございまして、当初の段階で、駐車場まで手が回らなかつたといいますか、予算の確保ができなかつたというようなところがございます。まずは弓道場をつくった後で、その利用状況を見ながら、また検討することもできたんだろうと思いますけれども、実態としましては、どうしても排水が追いついていかないというようなことで、非常にぬかるむというようなことで、学校のほうでいろいろ協議をされて、あるいはPTAの方々と協議をされて、先ほど川床主幹の御説明いたしましたけれども、学有林の売却益を使って、学校のほうで対応しましょうというようになったということになったというふうに考えております。

○委員（宮内博君）

不用額調書の59ページと57ページですね。57ページで扶助費17万1,907円の不用額。59ページでは302万5,532円就学援助費の不用額ということで報告がされています。133ページの施策の成果を見ますと、前年度と比較をして、就学援助に認定される人数ですね。これが小学校中学校ともに、認定者数が減少をしております。この具体的な措置について、令和6年度中どういうことこういったことになったのかですね。御説明をお願いします。

○学校教育課主幹（住吉康賢君）

令和6年度の認定件数、令和5年度を下回ったということの理由でございますけれども、主な理由は、令和4年度に認定方法の見直しをしておりました。令和5年度、6年度、特例措置を設けてましたけれども、それが段階的に縮小していったということに起因するところが大きいものと認識

しております。

○委員（宮内 博君）

その認定の見直しの具体的な説明をお願いします。

○学校教育課主幹（住吉康賢君）

認定方法の見直しですけれども、それまで総所得から差し引く社会保険料。総所得から差し引く控除するもの、これを令和4年度までは社会保険料とかそういうものも含めて控除していたんですが、それらをなくしているというところです。

○委員（宮内 博君）

結局、そのことによって社会保険料控除とかそういうのをなくすということですね。それで、そのことによっていわゆる対象者世帯数、これが減少していったと。結果的に。それが結果的にこういう形になったという理解でよろしいんですか。

○学校教育課主幹（住吉康賢君）。

委員御指摘のとおりでよろしいかと思います。

○委員（宮内 博君）

この制度というのは、そもそも義務教育費はこれを無償とするというですね。原点に立ち返って施行されている。そういう制度でもあるわけですけれども、霧島市の場合、従来、保護基準額の1.2倍ぐらいを、まずは対象にして認定をしてまいりましょうという一定の方向性があったと思うんですけど、令和4年度の見直しによってそれがどれほど引下げられたんですか。

○学校教育課主幹（住吉康賢君）

生活保護基準の1.2倍という指針については見直しを行っていません。

○委員（宮内 博君）

今、見直していませんとおっしゃったんですかね。

○学校教育課主幹（住吉康賢君）

1.2倍という数字自体は見直しておりません。1.2倍は変えておりません。

○委員（宮内 博君）

ということは、いわゆる対象世帯に新学期に、皆さんに、就学援助制度というのがありますという通知をするときに、例えば鹿児島市のように、家族構成ですね。家族構成ごとに、どれぐらいの所得であれば、それ以下であれば、対象になりますよと。そういうふうなものを示しているんでしょうか。

○学校教育課主幹（住吉康賢君）

例えばホームページ上で、これぐらいの、こういう世帯構成のところはこれぐらいの基準ですというのをお示ししてはいません。

○委員（宮内 博君）

示してなくて、1.2倍のレベルというのは保っているということですね。いわゆる、生活保護基準額の1.2倍というのは所得に限定をして、生活放棄基準額というのは大体、決まっていくわけですけれど、霧島市は、生活保護では、3級地の1ということになります。親御さんたちが30歳代、40歳代と、ということで、子どもが小学生が2人という試算をしますと、保護基準額で年間所得234万7,080円という金額が出てくるんですけど〔29ページに訂正発言あり〕、そういうこのラインを示して、お宅は対象ですか。そうであれば、ぜひ申請してくださいというような形にしないといけないんじゃないのかなと思うんですけど、その辺の議論はなかったんですか。

○学校教育課主幹（住吉康賢君）

これまで何度も何度か宮内委員のほうから御指摘を頂いておりました。我々としましては、これまで

は、ある所得の基準を見せてしまったら、本当は申請したら通ったかもしれないのにしなかったという人が出ないように、取りあえず皆さん、お困りなら申請してくださいというスタイルでいっていますというお答えをしてきておりましたが、去年もそうですけれども、いろいろ検討をしました。宮内委員のおっしゃるように、これぐらいの世帯ではこれぐらいの所得の方は対象になりますよという一定程度の基準はやはりお示ししたほうがいいんじゃないかという結論に至りまして、今、適宜準備を進めているところでございます。

○委員（宮内 博君）

令和4年度のこの見直しによって、令和5年度、6年度との比較で見てみると、小学生中学生で、実に439人の減になっているんですよね。ですからその見直しがいかに申請をしにくくしてきたのかということの調査ではないのかなというふうに思うんですけど、今、担当者から、周知の在り方についても工夫をしていくという方向性だということありますけれど、部長どうですか。

○教育部長（上小園拓也君）

この就学援助につきましては、これまで議会の一般質問の中で宮内委員から幾度となく、お話を頂いているところでございます。まずこの係数の1.2倍につきましては、霧島市としてはこのままということで考えておりますけれども、先ほどございました目安を示すことによってある程度申請しやすくなる家庭が出てくるということも事実でございますので、今そういう検討を進めておりますので学校への周知もしっかりと年度当初には皆様方にしっかりと周知をした上で、ある程度の目安を示すというような形で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○委員（宮内 博君）

これは以前は国からの補助金という形ですね、制度上確立をされていたんですけど、それが地方交付税に算入されるという制度上の大きな変化がありました。ただしかしその基準財政需要額の中には当然これ入ってくるんじゃないかなというふうに思いますけれども、その点ではどうですか。

○教育部長（上小園拓也君）

今委員からございました基準財政需要額の中に入っているかということにつきましては、少しお時間を頂きたいと思います。後ほど回答申し上げます。[28ページに答弁あり]

○委員（宮内 博君）

それともう一つは財源ということでいきますと例えばこのふるさと納税がありますよね霧島市の場合、霧島きばいやせ基金ですけれど。6年度決算残高が31億2,425万円ということで報告がされております。これは教育環境整備であったり子育て支援であったりですね。そういうものにも活用できるという条例上の規定があるわけでして、もう少しそういうものも活用できるような形で取組を進めることも提起していいのではないかと思いますけれど、どうでしょう。

○教育総務課主幹（山内 太君）

まず、基準財政需要額に含まれているかどうかという話ですけれども、令和6年度の普通交付税の算定におきまして、小学校費及び中学校費の単位費用ですね、単位費用に関しまして、要保護生徒関係経費、準要保護生徒関係経費というものが含まれているところでこの辺りに含まれているのではないかと考えています。それからただいまの基金に関するところなんですが、令和6年度におきましてはふるさときばいやんせ基金繰入金のほうから教育部に関する事業に関しましては14件、1億1,680万円充当しているところでございます。一応このふるさときばいやんせ基金からの繰入れに関しましては、教育部で充当を決めているわけではございませんけれども、その充当を担当する部署とも一応要望といいますか、連携といいますか、とりながらどういった事業に充当するのがふさわしいかといいますか、そういうことに関してまた情報共有を図りたいと

いうふうに考えています。

○委員（宮内 博君）

今の答弁では基準財政需要額に入っているかどうかの明確な答弁ではないですね。推測の答弁ですので後ほどそれは報告お願ひできますか。

○教育総務課主幹（山内 太君）

もう少し調べまして御報告いたします。[同ページに答弁あり]

○委員（下深迫孝二君）

134 ページのところでですね、学校教職員健康診断事業というのがあるわけですけども、令和6年度で当初採用された先生方、あるいはそうではなくてもほかの先生方でもですね、例えば病気で病んだりとかということで休職されたような先生方がいらっしゃいましたかなかったかをお尋ねします。

○学校教育課長（山口良二君）

令和6年度でございますけれども休職者、教職員ですが6名おります。病休者ですね。前年度が令和5年度が5名ですので1名増という形になっております。

○委員（下深迫孝二君）

6名の先生方のその原因は何でしょうか。

○学校教育課長（山口良二君）

様々な事情がございます。昨年度で申しますと6名中、病休、俗に言う体調を崩されて休みになられた方がほとんどですが、そのうちの3名はそこにメンタルといいましょうか、そういうことで休職をとられているという現状でございます。

○委員（下深迫孝二君）

そういう場合は代わりの先生をすぐ手配はされているわけですね。休職に入られた先生の後というのは。当然、代わりがいないと困るわけですけども。そこら辺をちょっとお答えください。

○学校教育課管理事務グループ長兼指導主事（伊藤優一郎君）

こちらとしましては、それぞれの病気に入られた方の代替についてはすぐに要望しております。ただ現実としてはですね、なかなか先生方の条件で働いていただく方というのが、すぐすぐ配置ができたというわけではなく、可能な限りできた限りですぐ入っていただくという形で進めております。

○委員（下深迫孝二君）

何でこれお尋ねしたかといいますとですね、先ほど執行残が人件費等に回ってるという答弁がありましたですね。例えば休職された先生でも給料は全額じゃないにしても、お支払いしなくちゃいけないわけですよね。そうしたときにかわりの先生がこられたときに、当初予算ではくのでないわ�ですから、そういうこともあるのかなというふうに思ったんですけどそこはどうなんでしょう。

○学校教育課管理事務グループ長兼指導主事（伊藤優一郎君）

この職員に関しては全て県費負担教職員ですので県の予算において雇用対応等しております。

○教育総務課主幹（山内 太君）

先ほどの宮内委員からの御質問に対して先ほど明確な答弁ができませんで申し訳ありませんでした。普通交付税の算定における基準財政需要額への算定に関してなんですけれども、小学校費の児童数を測定単位とするもの及び中学校費の生徒数を測定単位をするものの単位費用の中に準要保護児童関係経費ということで算定がされているところですので、したがいまして基準財政需要額の中にもこういった経費というのは含まれるという理解になります。

○委員（宮内 博君）

以前の制度から後退はしたとはいえですね、基準財政需要額の中に組み込まれて地方交付税によって措置をされるということでもありますからですね。そういう意味では対象世帯にできるだけこの支援が受けられるそういう仕組みづくりを進めていただきたいと思います。それから先ほどちょっと私の発言の中で生活保護基準額 230 万円とかいう所得ですね、申し上げましたけども、これ 1.2 倍にしたときの所得基準額、生活保護基準額で大体 190 万円ぐらいの所得になるのかなと 4 人家族でというふうに思いますのでそこは訂正をさせていただきたいと思います。もう一つは、本市の就学援助の場合学校給食費ですね。これが全額補助ではなくて 8 割、の補助です。全県的には学校給食費の無償化というのも進んでいる中にあるんですけど、そういう面では霧島市遅れている一つの取組なわけですね。それは令和 6 年度中どういう議論があって今後の方向性が議論されているのかについてもお示しをください。

○学校給食課長（柳田謙一郎君）

学校給食費の無償化についてお答えいたします。これまで学校給食費のほうは令和 5 年から 3 年度間の間据置きの中でやってまいりました。現在これまで本会議の一般質問等でもありましたけども、国の方でも学校給食の無償化に向けて動きがありまして文部科学省のほうでも新年度予算の編成に向けて項目として入ったということで伺っておりますけども。まだ今後無償化に向けた制度設計に向けて、これから制度設計しながらそのあと予算化していくものと思われますので、そういうしたものもきちんと見極めながら本市の対応をどうしていくかということを今後検討していくといふうに考えております。

○委員（山口仁美君）

学校給食課のほうにお尋ねをします。令和 6 年度も適宜、施設、設備の更新を重ねてこられておりまして、霧島牧園地区においても大体計画の終了が見えてきているのかなと思うんですけども。教育委員会と文教の中でも学校の統廃合の話等も出ておりますけども、今のこの年次的に進めてきた後のことというのはどのような協議をされているのか。事務事業評価シートを見てみると単独調理場のことも触れておられるんですけども、計画の見直し等についてはどういうふうに考えておられるのか。6 年度中の協議がもしあれば教えてください。

○学校給食課主幹（塩川辰史君）

すいません今の質問に関してなんですかね、今後の統廃合の計画の見直しということでしょうか。すいません。ちょっと質問の意図が分かりかねました。

○委員（山口仁美君）

事務事業評価シートの中に単独調理場の見直しとかもそういった文言がちょっと入っているものですから、そういったこととここ 6 年度 7 年度で教育委員会と文教であったり、議会のほうからも提言が出ておりますけども、そういった計画の見直し等をまた新たな形で進めるような話とか協議をされているのかどうかということをお伺いしたいということです。

○学校給食課主幹（塩川辰史君）

単独調理場においては今、ウェット式である国分小、国分中を改修しなければならないというふうに認識しておりますが、まだ計画としていつに設計をして、いつに更新していくということはまだ決定しておりません。今後検討してまいります。

○委員（山口仁美君）

この 6 年度予算のときだったかと思いますけども、設備、備品というんですかね、調理器具というのか、この施設の備品に関しては更新を大体前のものと同等の規模のもので変えていっているというふうにお聴きをした覚えがあるんですけども、今後については児童生徒数が減ることも分かっているので、これを加味してその使い方を変えるような議論とかそういうのはされていないで

すか。

○学校給食課主幹（塩川辰史君）

はい今、備品のことまた子どもたちの数の減少、そういうのも含めた上でこの国分小、国分中そこを教育委員会として考えていく中で全体的な整備を計画してまいります。

○委員長（宮田竜二君）

ほかありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようすでこれ、これで教育総務課、学校教育課、学校給食課への質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時51分」

「再開 午前11時52分」

○委員長（宮田竜二君）

休憩前に引き続き再開します。小濱警防課救急救命係長から発言の申出がありましたのでこれを許可します。

○警防課救急救命係長（小濱竜一君）

先ほど委員より質問のありました救急隊の病院手配時間につきましてお答えいたします。平均所要時間が5分41秒となっております。

○委員長（宮田竜二君）

それではしばらく休憩します。

「休憩 午前11時53分」

「再開 午後 0時57分」

○委員長（宮田竜二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、社会教育課、国分図書館、メディアセンター、国分中央高等学校について、執行部の説明を求めます。

○社会教育課長（久木田勇君）

社会教育課に関する主要な施策の成果について、説明します。令和6度決算に係る主要な施策の成果の136ページをお開きください。青少年育成センター運営事業については、パトロールの実施、電話やメール、来所による相談業務のほか、非行防止のための広報活動を行いました。二十歳の祝典開催事業については、市内7地区それぞれの、実行委員による特色ある運営が行われ、対象者1,587人のうち1,019人が参加し、参加率は64.2%となりました。137ページを御覧ください。家庭教育総合支援事業については、家庭教育学級を公立幼稚園及び小中学校で開設し、延べ8,320人が参加したほか、主任児童委員等の協力を頂き、市内全域9カ所で子育てサロンを開設するなど、家庭における教育力の向上に努めました。成人教育推進事業については、志學館大学、鹿児島工業高等専門学校と市教委が連携・共催して1年間を通じた講座「ニューライフカレッジ霧島」を開催しました。令和6年度は、「未来に向けた地域の情報化～くらしの中で考える」というテーマで開催し、延べ186人が参加しました。高齢者学級運営事業については、舞鶴大学・大学院、隼人シニア大学等、地区毎に学級を開設し、社会の変化に対応する必要な教養等を身に付けるとともに、会員相互の親睦を深めることができました。きりしまっ子立志育成事業については、本市の豊かな自然の中で異年齢での集団生活や自然体験活動を行う「きりしまっ子の体験事業（自然体験編）」や、小学生の段階から自分自身の可能性や興味・関心に向き合う機会として（職業体験編）を実施しました。これらの

事業を通して、生命や自然を大切にする心、他人を思いやる優しさ、郷土の誇りと愛着を育み心身のバランスのとれたきりしまっ子の育成に努めました。また、高等教育機関と連携した「科学体験イン第一工科大」を実施し、将来の夢や目標を考えるきっかけづくりも行いました。138ページを御覧ください。いきいき国分交流センター・サン・アモリ等指定管理施設の管理運営事業については、不具合箇所等の修繕や備品購入を行い、学習環境の整備に努め、利用者に安心、安全、利用しやすい「学びの場」を提供することができました。139ページを御覧ください。各地区公民館管理運営事業については、市内34か所の市立公民館等の施設や設備の定期点検委託で安全性を確認し、不具合箇所等の修繕や改修を行い、安全に利用できる学習環境づくりができました。また、福山公民館については、複合化改修工事を行い、既存施設の有効活用を図るとともに、市民の利便性の向上に努め、2月から供用を開始しています。公民館講座開設事業については、短期講座や定期講座を開設し、市民の学習機会を提供しました。併せて、定期講座の学習成果の発表の場である「まなびフェスタ」を開催することで、市民に講座を知ってもらい、新しい学びへのきっかけづくりを図ることができました。140ページを御覧ください。郷土館等管理運営事業については、企画展「呪術かい？展」等を開催し、SNSを通じた情報発信により、郷土館等やその収蔵品について県内外に広く紹介することができました。また、郷土館等に親しんでもらうための体験学習や歴史講座として「きりしま博物館めぐり」を開催し、郷土の歴史に关心を持つてもらうきっかけを提供することができました。141ページを御覧ください。文化財整備事業につきましては、県指定「旧田中家別邸」や市指定「宮坂貝塚」など指定文化財等の修繕等を行ったほか、国宝「霧島神宮」防火防犯設備整備事業への補助を行い、文化財の見学環境の整備や適切な保護に努めました。文化財保護啓発事業については、「霧島市文化財少年団水編」や「きりしま歴史散歩」などの体験学習やイベント等を通じて市民の文化財への理解を深めたほか、民芸保存団体等へ補助金を交付して活動を支援することにより、無形民俗文化財の保存継承を図りました。以上で説明を終わります。

○国分図書館長兼郷土資料編さん室室長兼メディアセンター所長兼隼人図書館長（福永義二君）

図書館及びメディアセンターに関する主要な施策の成果について、説明します。令和6年度決算に係る主要な施策の成果の142ページをお開きください。学習環境の充実については、国分・隼人図書館、溝辺・横川・牧園・霧島・福山図書室において、蔵書の収集や整理を行い、全体冊数は38万4,622冊となり、年間延べ24万6,640の方々にご利用いただきました。館内においては、季節ごとに「おすすめの本」の展示を実施したほか、レファレンスサービスで利用者への館内奉仕に努めました。移動図書館については、巡回場所の見直しやコースの変更、利用者からのリクエストの要望に応える等、利便性の向上を図り、市民が本を身近に感じる機会づくりに取り組みました。環境整備については、年度当初に霧島図書室が移転オープン、年度末に福山図書室がリニューアルオープンしたことにより、これまでよりもそれぞれ広く明るい環境を提供することができました。143ページを御覧ください。読書活動推進については、第4次霧島市子ども読書活動推進計画を策定し、令和7年度以降の読書活動推進についての指針を定めることができました。また、特別なニーズのある方々のための資料を集めて展示する「りんごの棚」を新たに設置し、利便性の向上をはかりました。これまでどおり、学校図書館・ボランティアグループの協力を得て行うおはなし会及び読み聞かせ、読書まつりやおはなし王国などのイベントの実施、保健センターと連携して行うブックスタート事業を継続し、読書に対する興味の醸成を図り、読書推進に努めました。以上で説明を終わります。引き続きまして、メディアセンターに関する主要な施策の成果について、説明します。令和6年度決算に係る主要な施策の成果の144ページを御覧ください。学習環境の充実については、利用者が安心・安全に利用できるよう、設営や接遇を工夫し、雰囲気づくりに努めました。一般開放コーナーは前年度より1,133人増の延べ12,601人、上映会は合計で98回開催し、55人増の延べ1,010人

の市民にご利用いただきました。メディアセンターの充実と利活用の促進については、教職員研修等で活用できるDVD等の一覧を、学校間ネットワークを通じて配付して利用を促進したほか、生涯学習で必要な教材を購入するなど、利用者のニーズに応じた教材の提供に努め、前年度より18本増の250本の貸出しとなりました。メディアの活用に関する講座の充実については、前年度の受講者数やアンケートを参考に講座内容を検討し、実施しました。また、学習効果を深めるため、パソコン基礎講座の内容を他のソフト講座の体験的なものに変更するなど、講座ごとの関係性を明確にしました。その他、パソコン操作や映像等に関し、来所研修等や教職員へ指導・助言を行いました。145ページを御覧ください。教育の情報化の推進については、市内小中学校の管理職や情報教育担当者に対し、情報セキュリティ等の研修会を行ったほか、学校間ネットワークを活用し市内小中学校との情報交換や校務支援により、教育の情報化に寄与しました。情報教育関連研修会等の実施と研修支援については、情報モラルを含む、情報活用能力の育成と、タブレット端末やICT機器の効果的活用に向けた情報教育に関する講座を開設したほか、校内研修へ指導主事を派遣し、ICT機器活用能力の向上を図りました。また、情報モラル向上の支援のため、出前講座を7回実施し、延べ1,831人の参加を得ました。以上で説明を終わります。

○国分中央高等学校事務長（山下美保君）

国分中央高等学校に関する主要な施策の成果について、説明します。令和6年度決算に係る主要な施策の成果の146ページを御覧ください。進路指導の充実については、進路指導補助員1名を配置し、企業情報の収集や新規の求人開拓を行い、県内外で17社の企業を新規に開拓しました。成果としては、企業訪問や関係機関との連携により、リアルタイムに求人情報等を収集できることにより、卒業時には、全生徒の進路が決定し、就職・進学率100パーセントを12年連続で達成しました。高等学校の活性化については、部活動における外部指導者による指導や九州大会以上に出場した部活動に対する大会補助、指定宿舎における寮監業務の委託や新規入寮者に一時金の補助及び入寮者に家賃補助を行ったことにより、女子ハンドボール部、柔道部、放送部及び珠算部が全国大会に出場するなど、学校の取組が着実に生かされたほか、保護者の負担軽減につながりました。高等学校の設備整備については、ビジネス情報科データ処理室のパソコン機器等の整備を行ったことにより、ICT教育を引き続き行うための学習環境が整いました。以上で説明を終わります。

○委員長（宮田竜二君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（植山太介君）

社会教育課にお尋ねをいたします。成果表の136ページ、青少年育成指導についてのところなんですけど。パトロールや相談活動により市内における非行防止また非行の恐れのある青少年を早期に発見し声かけ等することによってと記載があるんですけど。早期発見ができたと、健全な育成が図られたと記載がございます。具体的にどのようなことを、相談とか早期発見ができたどのような対応ができるというそこら辺の具体的なのがあればちょっとお聴かせいただきたいと思うところですけども。

○社会教育課主幹（蔵元賢一君）

青少年育成センターの運営事業につきまして、青少年育成指導員という、令和6年度はお二人、指導員を配置しております。それ以外に補導員13名ですね、記載のとおり、お願いをしております。委嘱しております。この方たちが日常から街頭のパトロールをしていただいたり、地域によっては祭りごと、そういうところで巡回の訪問をしたりしていただいております。未然に防げたというところについては、日頃から声かけ運動をしていただいております。例えば、日常の育成センターの巡回パトロールにおきましては、子どもたちが登校時、下校時、そういうところで自転車での

併進であったりとか、あとは、昨年度から義務づけられていますヘルメットの着用、特にあごひもを付けてなかったりとかということが見受けられます。そういったところを事前に「ちゃんとあごひも付けてね」とか「自転車は一列でね」とかというような声かけをしていただいたり、あとは祭りでの巡回パトロールについては、特に国分地区につきましては夏祭り等の巡回パトロールですね、そういったところで警察署、それから保護師、それから民生委員等々、関係機関団体、行政機関としましては安心安全課、それから市民活動推進課、教育委員会と班編成をしましてパトロールしております。その際に、やはり、花火大会であったりとか、何ですかね、行事が終わった後にすぐ帰るように一応促して報告をしているとこでした。一応統計で申し上げますと、はい。一応パトロールの件はそういう件数でございます。あと教育相談につきましても御質問あったとおりだったと思うんですけども、教育相談につきましては、なかなかちょっとオープンにできないところあるんですけども、昨年度で言いますと 14 件相談がきております。その中で 1 番はいじめであったり、不登校、引きこもり等の件数が 1 番多く 7 件ぐらいございます。そのほか、友人関係、友達関係、それと家庭に関すること等の相談業務があります。そこにつきましては、にじいろさんとの連携をとりながら、また学校教育課のいじめ問題等とも連携をとりながら、未然に防げるところは未然に防ぐしその後の対応というところも連携をとっているところでございます。

○委員（竹下智行君）

郷土館についてお尋ねします。5館ある郷土館等を集約、施設の整備に向けて協議を進めるとあるんですが、6年度中でここについて協議したことがあるのか、あるとしたらどういう内容だったのか教えていただけますか。

○社会教育課長（久木田勇君）

本市の公共施設管理計画、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間の間の第 2 期実施計画前期というこの取組方針の中で、郷土館、歴史民俗資料館につきましては、市民や観光客に霧島市の歴史、文化財を一体的に紹介できるよう集約を行い、それに伴い閉館した施設については用途変更や民間譲渡などを検討するという方針が出ているところです。昨年度中、課内で協議いたしております。その中で課題として、委員おっしゃったように本市には 5 館郷土館があるということ。そして入館者、入館料、非常に少ない館もあるということ。一体的な市の歴史の一体的な展示をする施設はないということ。設備につきましても経年劣化をしているというそういう状況がございます。先ほど計画の中の取組方針は述べたところなんですが、課題として仮に休館した場合の今度はその収蔵品をどこに仮に置くのかという収蔵場所の確保の問題ですとか、新たにその場所を新たにその館を建設するのか、するとしたら場所はどうするのかとか、そういう問題もございます。当然、整備費も新たに建てる場合もしくは既存の館を改修する場合も相当の整備費用もかかるのも事実でございます。課としましては昨年度中にある程度の方針は出したところではございますが、まだ市としての方針、そこまでは至ってないところでございますのでまだ具体にどこをどうするとか、そういうところの方針についてはまたかかるべき時期に、お知らせでしたり、説明でしたり、地元の方への説明そういうのも必要になってくるかと考えております。

○委員（竹下智行君）

すいません 5 館の昨年度の入館者数というのをそれぞれ教えていただけますか。

○社会教育課長（久木田勇君）

令和 6 年度の入館者数でございますが、国分郷土館こちらが 1,049 人、隼人歴史民俗資料館、鹿児島神宮内にございますが 1,569 人、隼人塚史跡館、こちらが 1,915 人、横川郷土館 58 人、霧島歴史民俗資料館 22 人です。合計入館者が 4,613 人という状況でございます。

○委員（竹下智行君）

郷土館のほうでそれぞれというか企画展のほうも昨年度あったかと思うんですが、光らない君へ、呪術かい？展というふうな、結構ネーミングとして興味を持つようなネーミングだなと思ったんですけど、そのネーミングのつけ方というのは、どういうふうな経緯でこういうふうなちょっとこう、行政がつけるネーミングとはちょっと違う、興味わくようなネーミング、大事だと思うんですけど、どういうふうな経緯だったのかなと思いまして、教えていただけますか。

○社会教育課文化財グループ主任主事（小水流一樹君）

企画展、過去2年、呪術かい？展、光らない君へということで私のほうが担当でさせていただきました。長年この郷土館等施設ですね、いろんな方に来ていただきたいんですけどもなかなかこう足を運んでいただけないという状況がございます。そういった中で、いろんな方の目に留まってほしいという思いで、今まで歴史を好きではなかった方であったりですね、お子様連れとか、そういったいろんな世代の方に来ていただきたいということで、企画しそれがかない決裁を受けてこのような企画として進んでいるところでございます。

○委員（竹下智行君）

期間中の入館者、入館者というかここにこられた方の数というのを教えていただけますか。

○社会教育課文化財グループ主任主事（小水流一樹君）

光らない君へは72日間、開催したんですけども、そのときは入館者数が284人でございました。前年同じ時期を比較したときに前年度は195人でしたので、約1.5倍の入館者を得ることができました。また、呪術かい？展のほうは61日間開催したんですけども、そのときは567人、前年の同時期は372人でしたのでこちらも約1.5倍の入館者数を得ることができました。

○委員（竹下智行君）

実際やってみてこのネーミング効果っていうのがあったというふうに評価されてますか。どういうふうに評価されてますか。

○社会教育課文化財グループ主任主事（小水流一樹君）

今回ですね入館者としては1.5倍という形で数字も出ましたし、光らない君への場合はSNS等で多く拡散されまして、結構全国のほうで話題となりました。またNHKのニュースであったりとかそういったところでも取上げられましたし、この前は東京のほうから大学の先生がわざわざ取材に来られたり等ですね、結構全国のほうで反響が大きかったものになっております。

○委員（山口仁美君）

国分図書館のほうのお話をちょっと聴かせていただきたいんですけども。今回蔵書の刷新といいますか、入替えといいますか、古い蔵書を処分をしたりとか、そういった形で、かなり探しやすくなつたのかなというふうに思うんですけども、来場者からの反応とかそういったものがありますでしょうか。

○国分図書館長兼郷土資料編さん室室長兼メディアセンター所長兼隼人図書館長（福永義二君）

御指摘の部分というのは多分令和7年度に実施した内容ではなかろうかと思いますけれども、昨年度はそこまで大きく国分図書館の開架書の状況は変えておりませんので、今年度の増書点検後に大きく開架書庫のいわゆる一般の方が見ていただける書棚を随分整理いたしまして閉架書庫のほうに移しまして御覧頂けるような形にしたというふうに私のほうは考えております。せっかくの御質問ですので今、お答え御質問のあった内容ですと、直接私どものほうに、そういった形でお声を届けてくださる方はちょっと少ないかなと。ただいつも私どもの図書館を利用いただける、あるいはボランティアとして入っていただけるような方々からは、見やすくなつたねというお声はいただけております。

○委員（宮内 博君）

141 ページの埋蔵文化財の関係についてお尋ねをいたします。施策の方向性としては、公共工事民間による道工事等に伴う埋蔵文化財の保全のための取組をするということでありますけれど、報告として出されております具体的措置の中には、犬追馬場線の発掘調査ということでの報告であります。お尋ねしたいのは民間のですね、公共工事についての取組ですね、これがどうだったのかということについてお示しをください。

○社会教育課文化財グループ主任主事（小水流一樹君）

民間の発掘関係についてお答えいたします。周知の埋蔵文化財包蔵地というのがございまして、そういった霧島市内に遺跡が約五百箇所ございます。そういったところで土木工事等を行う場合には照会であったり、届出を出していただくことになっております。令和5年、6年度に関しましては、そういった包蔵地のところで工事をやるかという照会が565件ございました。その中で土木工事に伴う届出、遺跡の中で工事を行うというものに関しまして、全体で53件ございまして、その中で民間からの届出は49件ございました。公共工事がほか4件という形になります。この届出があつたものに関しましては、県のほうに申請を出して、どういった工法で工事を進めていくのかっていうことを協議しまして、昨年は慎重工事ですね、遺跡に影響がないのでそのまま工事していいですよ。ただ、遺跡を傷つけないようにということが18件ございました。また遺跡の重要なものなどに関わってくるということで、市の埋蔵文化財の職員が立ち会って工事を行う工事立会いというのが33件ございました。その中で試掘といいまして、実際に少しの場所を掘ってですね確認をするという試掘が3件ございました。こういったものを通して埋蔵文化財が破壊されないようにやったりをきちんと指導管理しながら進めているところでございます。

○委員（宮内 博君）

埋蔵文化財というのは上野原テクノパーク等に見られるように、重要な観光資源になりうるそういう要素も持っているわけですよ。それで今報告の中では、傷つけないような形で遺跡を保存する等が18件、試掘が3件あったと。33件立会いをしたということですが時代的にはどうなんですか。

○社会教育課文化財グループ主任主事（小水流一樹君）

昨年試掘を行ったところは3件あるというふうにお答えしましたけれども、内一件が大隅国分寺跡ということで先ほど出てきました犬追馬場線というところでございます。ここはですね、発掘の結果、縄文時代から古墳時代までのものなど様々な時代のものが出ておりまます。そして、城山山頂遺跡、城山の公園ですね、あそこも遺跡になっておりまして、その遊具交換、の際に試掘を行っております。ちょっとそのときに出でてきたもの等は城山山頂遺跡自体は古墳時代だったり奈良時代の遺跡がございます。また同じ時代といいましても同じところに人が住み続けておりますので、様々な時代のもの、例えば奈良時代のものから現代とか近代、近世のものも出てくるということがあります。また、富隈城跡、こちらNHKが持っている土地のところの石垣の修繕のときに、石垣の修繕という形で試掘という形で入っております。あそこは戦国時代につくられたお城跡でございますけれども、例えばそのあとにずっと人が住み続けておりますので、昭和までのものが出てきたりします。そういうものをいろいろと発掘しているところでございます。

○委員（山口仁美君）

メディアセンターの件でお尋ねをします。視聴覚ライブラリーの充実をされたということでいろいろ貸出しをされているというようなお話をございました。ちょうど情報の媒体という非常に入れ替わりが激しくて、例えばDVDとかも今パソコンで搭載されているものも余りなくなったりとかしていて、今蔵書している蔵書というんですかね、所蔵しているものとそれから市民の方々が持つていらっしゃる、もしくは学校で配備しているものの中にちょっと差が出てきつつあるのかなとい

うふうに感じております。現在といいますか令和6年度でも結構ですけれども、視聴覚ライブラリーのDVDとかVHSとかどういう状況にあるのか、またそれを踏まえて、今後、どのようにしていこうとされているのか教えてください。

○メディアセンター副所長（畠山哲也君）

今現在メディアセンターが所有しているもの、ブルーレイディスク、DVD、LD、VHS、総計4,317本持っております。今委員の御指摘あったとおり、時代の流れが結構きてますので、主に私たちが購入しているものはDVDを購入しております。DVDであれば、再生できる機器がまだありますので、そちらを優先的にしております。ただ、私たちのほうも古いLDとかVHSをたくさん所有しておりますので、こちらのほうは機器のメンテナンス等をしっかりと行って、開放コーナー等で利用できる一般市民の皆様にも提供できるように今努力してることでございます。

○委員（山口仁美君）

あと1点お伺いしたいんですけども、逆に編集をしたいと言ってこられる場合というのもあると思うんですけども、これについては市民の方々の御自宅にはないもので、例えばVHSの機材とか、ここにあるからこそ使えるっていうものもあるのかなというふうに思いますけれども、この機材のメンテナンス等は外部に委託をされているのか、もしくはもう職員の方々でなさったのか教えてください。

○メディアセンター副所長（畠山哲也君）

既存の例えは8ミリとかですね16ミリフィルムも、私たち持っているんですけど、再生する機器というのは非常に限られておりまして、私たちの機器点検にこられる業者はあるんですけど業者の方々に相談をしながら修理ができるものできないもの、そういうもので分別しながら今活用を進めているところでございます。

○委員（植山太介君）

社会教育課にお尋ねをします。成果表の137ページきりしまっ子立志育成事業についてでありますけども、1、2、3、4といろんな体験プログラムの組まれてるということで。どれも参加者数を応募者が上回っているような状況かなと把握をしております。3、4は、ちょっと予算も掛かたり限定的なところもあって、なかなか増やすというのは厳しいのかなと思うんですけど。特にこの②この第一工科大で行われる科学体験というのは非常に人気だそうで、今年の夏行われたやつも大分人が多くて、応募したんだけど落ちちゃった。残念だったっていう声を私も数件いただいている状況です。せっかくいい取組をされていて、これだけ応募者がいて人気もあるので、できれば少しずつでも令和6年を踏まえてできるだけ多くの子どもたちがこういうのに参加できるような取組ってのも必要かなと思うところですけど。実績を踏まえて今後このような対応ができないかとかいうことがあればちょっと聴かせてください。

○社会教育課長（久木田勇君）

正に委員がおっしゃるとおり、本課としましても1人でも多くの小学生に参加してもらっている体験活動をしてもらいたいというのがございます。一方でこの事業につきましては第一工科大学と事前調整をして向こうの先生の御都合でしたり、あと場所の問題、内容の問題、定員の問題いろいろあって回数を重ねるにつれて種目も、種目といいますか内容、それから定員数も増やしてきているところでございますので、おっしゃるように、もう本当にこちらも第一工科大学側と連携とって、そういう取組をしたいと考えております。ちなみに今年度につきましては8月の大震災があった次の土曜日が予定日だったんですが、中止にしたところでございました。

○委員（植山太介君）

失礼いたしました。応募は来ていたんですね、大幅に超えてたけど。うちの息子も応募したけど

落ちちやつて、すごい残念がっていたもので、ほかの保護者の方も私も落ちたということだったのですごい人気があるんだなと思って、その結果のところちょっと知らないところでした。失礼いたしました。

○委員（阿多己清君）

成果の 146 ページ、中央高校なんですが、12 年連続で進路がそれぞれ決定をしていると、100% という部分はすごく評価をするところです。もし分かっていたら結構なんですが、スポーツ健康科の出口というのが、すごく以前から心配をしてましたけれども、このスポーツ健康科の状況というのを分かっていたら教えていただけませんか。

○国分中央高等学校事務長（山下美保君）

スポーツ健康科の学科別の進路別の生徒数ということになりますけれども、スポーツ健康科につきましては、就職のほうが、男が 9 名、女子が 5 名になります。あと進学のほうが、男が 13 名、女が 7 名という形になっております。

○委員（阿多己清君）

35 名が生徒数ということで理解していいですか。

○国分中央高等学校事務長（山下美保君）

34 名ということになります。

○委員（阿多己清君）

先ほど言われた、就職が 15 名、進学が 20 名という報告を受けたような気がするんですけど。

○国分中央高等学校事務長（山下美保君）

スポーツ健康科のほうが、就職が男が 9 名、女が 5 名、進学が男が 13 名、女が 7 名、合計で男が 22 名、女が 12 名ということになります。

○委員（下深迫孝二君）

霧島市内に 53 人と、就職されているようですけれども、された後にすぐ辞められたというようなこともあると思うんですが、そこら辺分かっていますか。

○国分中央高等学校事務長（山下美保君）

誠に申し訳ありませんが、こちらが 3 月末の数字になっておりますので、それ以降の先ほど委員から御質問のありました点については把握しておりません。

○委員（山口仁美君）

社会教育課にお尋ねをします。136 ページの霧島地域人材バンクについてお伺いをします。すいません、こちら私、確認なんですけれども、現在これは学校人材バンクになっているのか、もともと別物なのか、まず教えてください。

○社会教育課長（久木田勇君）

本年度から進めているコミュニティスクールと地域学校協働活動の一体的な取組推進、この部分のボランティアとは全く別でございます。

○委員（山口仁美君）

どういう事業だったかなと思いまして、ちょっと先ほど地域人材バンクのホームページを見たらなくて、そこに学校人材バンクが出てきたもんですから、同じだったかなというところがちょっと気になったのでお尋ねをしたところです。この地域人材バンクの運営と内容というのでいろいろあるんですけども、ボランティアだより等を出されているというようなことでしたけれども、どのような活動が主に行われたのか教えてください。

○社会教育課主幹（蔵元賢一君）

先ほどの山口委員の最初のほうの学校支援との絡みの中で、申し訳ございません、今、現在ホー

ムページを作成の途中でありまして、申し訳ないです、今課長が申し上げましたとおり、コミュニティスクールの事業にも関わってくるものですから、そちらのほうをまず最初に今アップさせていただいております。それが学校支援のほうのボランティアが今ホームページ上で立ち上がってるという状況です。もともと霧島地域人材バンクのほうのボランティアのほうは、従来ホームページがあつたんですけども、そこに一緒にするために今編集中で、すいません。アップがちょっと遅れているというところで、ごめんなさいというところで申し訳ないということです。すいません。それと、すみ分けといいますか、霧島地域人材バンクにつきましては、当初からですけれども、教育委員会で持っていた人材バンクです。学生だけではないんですけども、一般の方の登録者も多数いらっしゃるんですけども、基本的には、学生がいろんな民間でありますとか、事業所からの要望に自ら申請してボランティアを手を挙げられた方に対して、登録をしていただいているところでございます。こちらに上げてます数字につきましては、実際、登録だけしているだけではなく、活動をすることが前提としまして、それに対する補償という点で、保険も学生保険のほうには加入していただいているというところでございます。また一方、基本的には福祉サイドでのボランティア事業もありますけれども、成人を対象としたようなボランティアになっているのかなというふうに思っております。

○委員（山口仁美君）

事務事業の評価シートを見てまいりましたら、今説明の中では学生が地域からの要望にこたえる事業というような御説明だったかと思うんですけども、研修には個人の方や団体の方、そして恐らく学生というのが別に書いてあるところを見ると一般の方も含まれていると思うんですけども、このボランティアの内容的にはどんなものになるんでしょうか。

○社会教育課長（久木田勇君）

ボランティアの活動の実際ということですかね。例えばですけれども、市の文化協会の隼人支部、国分支部、市全体で文化祭をする、舞台芸能発表する、そういうときに、例えば影アナ、司会進行のほうをしたりですとか、市のスポーツ協会がございますけれども、受付スタッフですとか、そういうことであったり、市の美術大賞展、そういうのもやっておりますけれども、そこでの受付、作品の運搬、審査会のときに審査員の前にその作品を持っていくとか、あと表彰式で壇上で賞状渡すとか、本当に様々でございます。実際件数も書いてあります、派遣回数もこの施策の成果にも出てるんですけども、可能な限り依頼した人と、受けるそのボランティアとマッチングすればいいんですけども、なかなか日程的なところもあって、全てがうまくマッチングできているとは言えないということでこの差も生じている、そういう状況でございます。

○委員（竹下智行君）

国分中央高校の備品購入等の状況について、6年度教えていただきたいんですけど。以前、生徒さんと話をしたときに、椅子のほうがちょっとささくれて、立ち上がったらスカートの糸がほつれて引っ張られるとかですね。そういうようなことだったり、事務用の椅子が背もたれが壊れてというふうな椅子があるということで、そういうふうな生徒さんたちからの要望というか、あったわけですけど、あそこあたりが6年度、そういった生徒さんたちからのその要望に対して、改善されたのか、購入されたのか、そこあたりの状況があれば教えてください。

○国分中央高等学校事務長（山下美保君）

備品につきましては、教員からの要望とか、学校内の状況とかを踏まえまして、6年度も幾つかのものを購入したところですが、申し訳ありませんが、数等はちょっと今手元にないんですけども、備品購入費の中では、生徒の机と椅子を29万4,580円支出をしているところです。

○委員（竹下智行君）

あと備品購入等の伺いというか、市に対しての伺いのこの用紙というのはどういうふうになっているのかなと。例えば、文章だけなのか、写真をつけて備品購入伺いを立てるのか、そこあたりの購入伺の状況をちょっと教えていただけますか。

○国分中央高等学校事務長（山下美保君）

予算要求の際には、カタログ等がありましたら、カタログを付けたり、あと仕様書ですね、見積書をつけて予算要求しているところですが、伺いにつきましても、カタログや仕様書等に基づいて伺いを上げているところです。

○委員（竹下智行君）

現状のこの品物がこうなってるから伺いますというふうなことになっているのかなというちょっと想像であったものですから、ひょっとして、いやまだ事務方のほうで、いや椅子はまだ座れるはずだから、もっと我慢して使ってくださいみたいな、ちょっとこう要望するけど通らないとかそういうことがあるのではないかなあということをちょっと危惧してるんですけど、そこあたりはいかがですか。

○国分中央高等学校事務長（山下美保君）

予算要求をする際は、現状のものですね、写真をつけて、特に買換えの場合は、現在の状況等、写真を撮ったものをつけて、予算要望を上げているところです。

○委員（植山太介君）

私もちょっと国分中央高校にそこら辺の関連でなんんですけども、不用額調書を見させてもらいました、ページでいくと 61 ページ、修繕料というところに、35 万円の予算に決算が 4 万 3,000 円と。不用額の理由というところが、修繕対応機器が少なかったことによる残とあるんですが、ちょっとこここの説明をお願いします。

○国分中央高等学校主幹（岩田友美君）

これにつきまして説明いたします。情報機器をリースをしておりまして、そのリースアップの期限がありましたけれども、予算要求をしましたが、1 年そのまま延長で使うというようなことでございまして、その分の修繕料を余分に見ておりましたけれども、一応、機器のほうが順調に作動いたしましたので、その分の修繕料は必要なかったということでございます。

○委員（下深迫孝二君）

さっきの中央高校のところで、市内で働いた子が、辞めていることは把握していないというようなことをおっしゃったような気がするんだけど。地元で働けば、奨学金を返さないでいいとか、いろいろなことに取り組んでいますよね、市でも。そういう中で、きっとやはり、市外は難しいでしょうけど、せめて市内ぐらいは、辞めたのであればどういう理由で辞めたと。また次の年もやはり市内で募集される可能性があるわけですよ。そこら辺をもうちょっときちんと把握できないんですか。

○国分中央高等学校事務長（山下美保君）

生徒の進路に関しては、就職、進学を含めて、進路指導室のほうで取り扱っておりますので、委員の御指摘のありました点につきましては、担当の教員と相談して、どのように対応していくかということを今後検討したいと思います。

○委員長（宮田竜二君）

ほかありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、社会教育課、国分図書館、メディアセンター、国分中央高等学校への質疑を終わります。これで教育部の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時51分」

「再開 午後 1時53分」

○委員長（宮田竜二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、農業委員会事務局の審査を行います。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局事務局長（池田康一郎君）

令和6年度の農業委員会の決算について説明いたします。歳入合計が1,284万8,491円で、前年度比12万7,066円の減。一方、歳出合計は9,654万1,786円で、前年度比469万5,245円の増でした。なお、歳出予算現額に対する執行率は98.94%でした。また、歳出決算額の前年度比較で増加の要因は、職員の人工費の増によるものでした。次に、令和6年度決算に係る主要な施策の成果について説明します。主要な施策の成果、150ページをお開きください。令和6年度の具体的な取組といたしましては、毎月1回開催する定例総会、農地利用最適化推進会及び現地調査を実施しました。農地法等に基づく事務処理状況につきましては、農地法第3条による権利移動181件、農地法第4条による転用72件、同じく第5条の権利移動を伴う転用209件など、昨年度は1,674件の許認可事務を行いました。農地利用の最適化に関する取組として、例年実施する農地利用状況調査において市内の農地を調査し、遊休農地と判断された農地は、所有者へ利用意向調査を行い、森林・原野化した農地は非農地通知の発行を実施しました。施策の成果としまして、総会の審議過程や結果を会議録としてホームページで公表したことや、許可判断の透明性と公平性の確保が図られたことや、毎月の農地利用最適化検討会において、農業委員会業務に関する関係法令等の勉強会を実施し、委員等の資質向上が図られたことなどです。以上で、令和6年度農業委員会の決算についての説明を終わります。御審査のほど、宜しくお願ひいたします。

○委員長（宮田竜二君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（下深迫孝二君）

それぞれ許可をされたところについてはここに件数が出ているわけすけども、森林原野化した農地は、非農地通知の発行をしたということですけれども、この面積はどのくらいで、件数的にはどのくらいあったか、分かっていれば教えてください。

○農業委員会事務局事務局長（池田康一郎君）

大変失礼しました。少し時間がかかりましたけれども、非農地通知においては、全体の筆数で417筆、面積で、平米で申し上げます。46万9,486m²でございます。

○委員（下深迫孝二君）

これからはもう年々、中山間地域等においては、どんどん原野化していってしまうのではないのかなあという気がいたしております。といいますのも畜産をしておられるような方たちが、その農地を借りて牧草を植えておられます。それがコロナ禍の頃でしたか、畜産の値段ががっと下がってしまって、それからもうその農地も返済されたといったようなことはあるわけですけども、今後はこの農地を守っていくほうに強化していくのか、もちろん農業委員会の仕事は農地を守ることが仕事んですけど、恐らくこれからも増えていくというふうに私は思っているんですが、どのような対策を講じていかれるのかお聴かせください。

○農業委員会事務局事務局長（池田康一郎君）

今、委員おっしゃられたとおり、自然的には、今、非農地通知の数字においてもやはり結構な数字を非農地ですよとお知らせを差し上げているのも現実です。ただし、昨年度、昨年度末でしょ

か。農政畜産課が策定しました地域計画等において、集積する場所、それともう農地としてはもう、ちょっと諦めなければいけないよというような場所というの、霧島市でも仕分をして、今後の担い手の方、もしくは大規模な農業をされる方に集約するというようなことを、国も推進しているというようなことが分かっております。その中で、遊休農地にならないように、これまでも実施しておりました、昨年度までは経営基盤強化法、今年からは、主に中間管理事業を活用した農地の賃貸借だとか、使用貸借だとかというようなもので集約を図り、農地は守っていくというようなことになろうと思います。ただ、国も通達をするように、農地にあらずという農地においては判断をしないよということを正式に通知がされておりますので、そこの部分をしっかり事務としてしていくながら、めり張りをつけた農地の確保みたいなことを、今後は、よりやっていかないといけないのかなというふうに考えております。

○委員（宮内 博君）

その口述の前段のところに、農地利用状況調査を行って、遊休農地と判断された農地の所有者の利用意向調査を行ったということあります。その結果をお示しください。

○農業委員会事務局事務局長（池田康一郎君）

利用状況調査の利用の意向調査は件数等は分かるんですけども、ちょっとお時間を頂いて、後ほどお答えさせてもらってよろしいですか〔56 ページに答弁あり〕。その内訳というのは多分出せるはずなので。

○委員長（宮田竜二君）

じゃ、後ほど回答ということで。ほかありませんか。

○委員（植山太介君）

農地法第4条の転用についてなんすけども、第4条、所有者自身が転用の手続をされたと。どのような用途が、一番転用のあれでは多いのかなと。そことあと第5条、所有者以外の方に売ったり貸したりしてということだと思うんですけども、どのような転用が209件多いのか。そこをちょっと説明していただきたいなと思うところです。

○農業委員会事務局事務局長（池田康一郎君）

4条、5条まとめてでもかまいませんでしょうか。4条だけのほうが好ましいですか。

○委員長（宮田竜二君）

4条の5条とは分けて回答してほしいということで、はい。

○農業委員会事務局事務局長（池田康一郎君）

4条においてが、主なものから5点ほどでよろしいですか。4条のほうが、一般住宅、拡張を含みますけども、こちらが70件程度です。その他の住宅というのが2番目ぐらいですね。その他というのは、建て売りだとか、宅地分譲だとか、そういう類いのもので、4番目に、倉庫資材置場の建築ですね。すいません、逆でした、3番目が駐車場でした。4番目が倉庫等ですね。5番目が山林への転用というようなことでございます。5条においては、その他の住宅、先ほどもありましたけども、建て売り住宅だとか、そういう類いのものが合わせて70件、それと、一般住宅が2番目で66件程度、3番目が、同じく駐車場が。4番目においてが資材置場ですね。山林が5番目というので。全体でいきますと、やはりその他の住宅が多くて、1番目にですね、次にやはり一般住宅、3番目が今度は資材置場と、4番目に前後するんですけど駐車場ですね、件数でいけば。やはり次いで最後の5番目が山林転用ということになります〔56 ページに訂正発言あり〕。

○委員長（宮田竜二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それではないようですので、これで、農業委員会事務局への質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時08分」

「再開 午後 2時10分」

○委員長（宮田竜二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、農林水産部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○農林水産部長（寶徳 太君）

農林水産部関係の令和6年度一般会計決算について説明します。決算書は、108、109ページを御覧ください。農林水産業費の歳出決算額は、（款）6農林水産業費、予算現額28億8,164万7,000円に対する支出済額24億7,064万1,494円であり、そのうち、（目）1農業委員会費を除いた農林水産部の歳出決算額は、予算現額27億8,407万9,000円に対し、支出済額23億7,409万9,708円、翌年度繰越額1億2,965万1,000円、不用額2億8,032万8,292円となっています。次に、令和6年度に取り組んだ主要事業について、第二次霧島市総合計画における施策1-2「活力ある農・林・水産業の振興」の基本事業ごとに説明します。まず、「農林水産業の担い手の育成・確保」においては、農業の生産力の持続的な増進と経営の安定化に向けた機械導入や施設整備を支援する「担い手経営発展等支援事業」の実施をはじめ、森林環境譲与税を活用した林業事業体の技能習得研修や新規就業者への定住化促進支援、高性能林業機械のリースの一部補助を行う事業の実施等、担い手の育成、新規就農・就業者の確保、就労者の支援に努めました。「生産基盤の整備と農山漁村の振興」においては、農業の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動を支援する「多面的機能支払交付金事業」の実施をはじめ、県営による計画的な、ほ場整備や農業用施設の維持管理、鳥獣被害防止対策、漁港、林道等の整備により、農山漁村の環境保全に努めました。また、間伐・再造林を推進することで、森林資源の循環利用を図るとともに、計画的な施業による山林の保全に努めました。「農林水産業の稼ぐ力の向上」においては、本市農畜産物の知名度向上を図るため、茶や和牛を中心に品評会や共進会への出品に努め、本年度茶については、第79回全国茶品評会で有限会社蔵園製茶が農林水産大臣賞を受賞し、本市が団体賞である産地賞を6年ぶりに受賞しました。一方和牛については、令和9年8月開催の第13回全国和牛能力共進会に向けた巡回指導を強化しており、3大会連続で鹿児島黒牛日本一を目指しています。また、農業関係団体補助金については、従来の補助金制度を全廃し、農産物の負荷価値向上や販路拡大に取り組む農業団体等への支援強化を図るため、農業の「稼ぐ力」向上プロジェクト推進事業を拡充するなどの見直しを行いました。最後に、決算書の174、175ページ、災害復旧費の農林水産施設災害復旧費とその他公共施設・公用施設災害復旧費においては、農地及び農業用施設並びに林道等における被災箇所の速やかな復旧に努めました。以上で、農林水産部の総括説明を終わります。詳細については、担当課長がそれぞれ説明しますので、よろしく御審査くださるようお願いします。

○農政畜産課長（有村 浩君）

それでは、農政畜産課関係について説明します。なお、各課、決算に係る主要な施策の成果に沿って説明します。80ページをお開きください。活動火山周辺地域防災営農対策事業では、15経営体18件の申請に対し、総額9,974万6,000円を交付し、被覆資材の張替や土壤改良用機械、摘採機能付除灰機の導入により、降灰による被害の軽減や生産性と品質の向上が図られました。81ページ、中山間地域等直接支払事業では、集落協定を締結している63集落に対し、総額4,364万9,243円を交付したこと、中山間地域の農地保全や多面的機能の維持・増進が図られました。82ページ、環境保

全型農業直接支援対策事業では、38名の農業者に対し、総額2,662万7,700円を交付することで、環境保全に効果の高い営農活動の支援推進が図られました。担い手経営発展等支援事業では、32名の農業者に対し、総額2,670万9,000円を交付することで、農業機械の導入や施設整備により経営規模の拡大や作業の効率化が図られました。83ページ、鳥獣被害対策実践事業では、主な内容として、鳥獣用箱罠の設置や被害防止施設の整備を行う霧島市鳥獣被害対策協議会に対し、鳥獣被害対策実践事業補助金2,133万1,957円の交付、また緊急捕獲活動支援事業において、市内7地区の捕獲隊の捕獲活動に対し報償費7,102万5,400円を支出し、農作物被害防止と有害鳥獣捕獲の推進・強化が図られました。84ページ、担い手アクションサポート事業では、霧島市担い手育成総合支援協議会へ補助金44万7,697円を交付することで、認定農業者や認定新規就農者等の農業経営のレベル向上が図られました。経営所得安定対策推進事業では、戦略作物の生産振興や米の需給調整の推進等を行う霧島市農業再生協議会に対し活動補助として759万8,000円を交付し、水田の有効活用や生産者の経営安定が図られました。85ページ、農業次世代人材投資事業では、認定新規就農者3名に対して266万6,354円を交付し、新規就農者育成総合対策事業では、認定新規就農者3名に対して644万1,000円を交付することで、新規就農者の経営安定が図られました。農地中間管理事業では、利用権を設定し、地域集積協力金の対象となった農地2,334aに対し、756万9,600円の協力金を交付することで、担い手への農地の集積・集約が図られました。家畜導入及び保留補助事業では、導入または保留した優良素牛118頭に対して、補助金356万4,000円を交付することで、生産率の向上と高品質の肉用牛生産が図られました。86ページ、畜産基盤再編総合整備事業では、施設用地造成、家畜排せつ物処理施設、家畜保護施設、雑用水施設の整備を行った1法人にかかる負担金 総額7,238万8,000円について、市を経由して鹿児島県地域振興公社に支出し、規模拡大に向けた準備と作業効率の向上を図りました。第13回全国和牛能力共進会推進事業では、優良繁殖雌牛の導入推進が22頭、肥育技術の実証支援が5頭で、計27頭、総額122万5,000円の補助金を交付し、第13回全共へ向けた出品牛対策を行いました。以上で、農政畜産課関係の説明を終わります。

○林務水産課長（今吉秀志君）

続きまして、林務水産課関係について説明します。87ページをお開きください。飲雑用水施設管理事業では、牧之原地区簡易水道区域拡張に伴う、令和5年度からの繰越分の工事請負費1億3,303万3,000円、令和6年度分で給配水管布設の工事請負費5件の1億7,084万8,705円を実施し、安全かつ安定的な水供給が可能となりました。松くい虫防除事業では、国分、隼人、霧島、牧園の4地区において景勝松214本を対象に薬剤の樹幹注入業務委託 378万1,800円を実施し、松くい虫からの被害の未然防止に努めました。林道等維持管理事業では、市内全域の林道等を対象に草払いなどの維持・補修業務委託18件、998万2,500円及び、林道橋19橋の定期点検業務委託1,345万2,000円を実施し、林道等の機能維持と利用者の通行の安全確保を図りました。88ページ、林道整備事業（県単）では、大雨等により崩壊した林道長尾線の法面改良に係る測量設計業務委託47万3,000円、工事請負費652万7,000円を実施し、円滑な森林活動と利用者の通行の安全確保を図りました。林道整備事業では、令和7年度施工の林道国分山麓線の法面改良工事のための測量設計業務委託335万4,000円の実施及び林道佐賀利山線開設工事に伴う支障木の販売手数料22万1,246円、木材運搬車使用料16万6,476円を支出し、林産物の搬出コストの低減や森林の持つ多面的機能の発揮を図りました。担い手確保・育成事業（森林環境譲与税）では、林業就労者の雇用の安定を図るため、林業担い手育成・定着サポート事業補助金5件、210万7,400円を交付することで、労働強度の縮減対策や新規就労者への定住化支援等により雇用の安定を図りました。89ページ、市有林維持管理事業では、①真谷市有林（国分地区）及び②手洗市有林（牧園地区）は、国の補助制度を活用したふるさとの森生産性強化対策事業により、計23.03haの間伐及び6,077mの森林作業道開設を、委託料計3,096万3,000円

で実施しました。また、主伐及び再造林は、③岩瀬戸市有林（国分地区）が面積2.00ha、委託料943万1,000円、④小鹿倉市有林（溝辺地区）が面積1.83ha、委託料751万1,000円、⑤芙蓉平市有林（横川地区）が面積2.00ha、委託料1,485万円を実施したことで、市有林の適正な維持管理に努め、森林の循環利用と木材生産の拡大が図られました。森林経営管理事業（森林環境譲与税）では、森林経営管理制度に基づき適切な森林管理を実施するため、森林所有者に対して、今後の森林整備の方針や本市への経営管理に関する意向調査、委託料935万4,000円を実施し、森林管理の状況等を把握しました。一方、市が管理することになった山林の除伐等、委託料115万5,000円を実施し、森林整備が図られました。また、認定林業事業体への高性能林業機械等のリース支援による補助金6件、186万6,800円を交付し、林業の活性化につながりました。90ページ、森林吸収源対策事業（森林環境譲与税）では、国県等の災害復旧事業の対象とならない小規模な災害復旧や維持補修として、林道修繕12件、497万7,500円、高所木等伐採委託1件、33万円、使用料及び賃借料7件、190万652円、原材料費5件、36万6,300円を実施し、林道等の機能維持と利用者の安全確保を図りました。また、健全な森林を育むことを目的として、再造林や下刈、間伐等の補助事業を行った林業事業体5者に対して、森林吸収量確保・強化交付金1,076万40円を交付し、森林所有者の経営意欲の向上を図りました。また、竹林の整備に伴う竹材の運搬等に要する経費への補助金、60名分で553,560円や人家集落等の生活環境へ影響を及ぼす荒廃山林整備への補助金、2件分で336,330円を交付し、適切な森林管理につながりました。漁港管理事業では、永浜漁港水路改良工事1件、445万6,000円を実施し、漁港利用者及び周辺住民の通行の安全の確保が図られました。また、国分漁港の機能保全に関する調査業務委託1件、275万円を実施したことで、継続的に施設を利用できることが確認できました。漁港整備事業では、防災対策と漁業活動の効率化のため、令和5年度からの繰越分の工事請負費1,814万4,000円で永浜漁港の船揚場と物揚場の整備工事を実施したこと、事業の進捗が図られました。91ページ、現年補助林業施設災害復旧事業では、地震や台風で被災した林道2件の復旧のための測量設計委託502万7,000円、工事請負費2,710万円を実施したこと、早期の機能回復のための復旧工事の進捗が図られました。現年単独林業施設災害復旧事業では、梅雨前線豪雨や台風により市内全域で多数発生した林業施設被害について、修繕料1件、127万6,000円、重機借上料137件、4,502万2,800円、原材料費2件、74万1,400円を支出し、早期の機能回復に努め利用者の安全確保が図られました。以上で、林務水産課関係の説明を終わります。

○耕地課長（鶴園裕之君）

続きまして、耕地課関係について説明します。92ページをお開きください。県営土地改良事業参画事業では、農業競争力強化農地整備事業など7事業を14地区で行い、全体事業費7億2,080万円に対して、9,561万8,028円を市が負担し、農業用施設・生産基盤の整備や施設の長寿命化・防災減災対策により、農業農村の持続的な発展・振興の推進が図られるとともに、生産性の向上及び安心安全なまちづくりに寄与しました。多面的機能支払交付金事業では、農業者や地域住民等で作られる活動組織による環境保全や農業用施設の長寿命化のための活動を支援するもので、農地維持支払交付金として22組織に4,776万5,300円、資源向上（共同）支払交付金として21組織に2,681万2,052円、資源向上（長寿命化）支払交付金として12組織に1,570万5,820円を出し、農村環境の保全や農業用施設の適正な管理に努めました。農道・用排水路整備事業では、農業用施設の軽微な維持補修を行う市単独事業で、修繕料が5,156万3,914円、測量設計や水路・農道の除草作業の委託料が1,449万4,315円、農道の土砂除去や水路浚渫、農道補修時の重機借上などの使用料及び賃借料が2,049万9,026円、道路や水路の整備に伴う材料支給として原材料費428万1,501円を支出し、施設の機能向上や維持管理が図られました。93ページ、かごしまの農業未来創造支援事業では、隼人町松永津曲地区の法面整備に係る工事請負費185万9,000円を出し、隣接の宅地及び水路下流の受益地の被害防

止が図られました。現年補助農地農業用施設災害復旧事業では、豪雨等により被災した農地や農業用施設の早期復旧を図るもので、施設災害7件・農地災害13件の計20件について、委託料981万2,000円、工事請負費1,546万1,774円を支出し、補助災害の要件を満たさない現年単独「農地農業用施設災害復旧事業」では、修繕料6,794万9,400円、委託料96万3,600円、使用料及び賃借料1億1,321万8,769円を支出し、営農活動に影響を及ぼすことがないよう短期間で復旧させることができ、機能の回復が図られました。以上で、耕地課関係の説明を終わります。

○委員長（宮田竜二君）

ただいま説明が終わりました。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 2時36分」

「再 開 午後 2時48分」

○委員長（宮田竜二君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（前田幸一君）

鳥獣対策のほうでちょっとお伺いしたいんですが、緊急捕獲活動支援事業ということで7,100万ですかね。地区ごとにあるんですが、非常に近年、鳥獣というのは増えているような状況なんですが、この上のほうにある、防止施設費、これが18地区と書いてあるんですが、要望的にはまだあると思うんですが、どれぐらい要望というのがあるんでしょうか。

○農政畜産課主幹（淵ノ上博己君）

令和5年度で、全体で25件ありました。そのうち予算の国の予算のほうもありますので、令和6年度に18件済んでおります。あと7件が次年度へ繰越しということになっております。

○委員（前田幸一君）

私どもも中山間に住んでいるんですが、道路をずっと下ってきますと、もう金網柵だけというような状況です。ただ、まだ一部、そのままの状態の畑、田んぼが見受けられるんですが、恐らくそういうところがされているでしょうと思うんですけど、そこら辺の国の補助でしょうから、これをもうちょっと要望を大きくするというようなことは、あり得ないんでしょうか。

○農政畜産課主幹（淵ノ上博己君）

一応毎年、要望については全地区の件数を挙げて、全額積み上げたものを要求するんですが、やはり国全体の都道府県への配当等もございますので、その調整で、最終的には全額つかないという状況になっております。

○委員（前田幸一君）

この成果のほうで、高齢化が進んで、箱わなの設置というのを強化するようなことが書いてあるんですが、この箱わなについては、この予算元はどこでしょうか。

○農政畜産課主幹（淵ノ上博己君）

主要な施策の成果の83ページでございますが、推進事業費の中に、ちょうど、丸ポツの鳥獣用箱わな、ここが箱わなの購入でございます。すみません、国です。国庫になっております。

○委員（前田幸一君）

これは以前も一般質問でもしたつもりなんですが、やはり、高齢化が進んでいくと、鉄砲等も少なくなるし、普通のくくりわなをしても、なかなか後が大変だらうということで、この箱わなが一番簡単ということではないんでしょうかけど、取りやすいのかなと思うので、ここら辺を増やすというような考えはないんでしょうか。

○農政畜産課主幹（淵ノ上博己君）

前回、議会のほうでも、るる質問等があったと思います。地区によっては前田委員がおっしゃるのは多分牧園地区だと思うんですけど、牧園地区等は足りていないという状況も、捕獲隊のほうからもお話を聴きますので、議会の答弁でも前、申し上げたとおり、中には地区によっては余っている地区等もありますので、そのような状況を把握しながら調整をとっていきたいと思います。また購入につきましても、各地区の担当者と調整をとりながら、今後購入については検討していきたいと考えているところでございます。

○委員（宮内 博君）

同じく、鳥獣被害対策の関係ですけれど。具体的措置で報告をされております。イノシシ、シカの捕獲頭数が、見ますと、全体で4,637頭かなと。令和5年度の実績では2,561頭という報告がありますので、1.8倍という捕獲頭数の増が見られるんすけれど、具体的に、事由による箱わなによる捕獲など、具体的な捕獲の頭数が分かりますか。

○農政畜産課農政第1グループサブリーダー（鶴園和久君）

令和6年度の実績でお答えいたしますが、令和6年度で霧島市で5,629頭の捕獲がありまして、内訳としまして、くくりわなが4,299頭、箱わなが1,200頭、銃が130頭になります。

○委員（宮内 博君）

私が計算間違いですかね、そういう数字がちょっと単純にこれ、足した数字先ほど言ったんですけども、イノシシが2,998頭、シカが1,639頭ということではないかと思うんですが、捕獲頭数に出てくる数字ですね。ちょっと再度確認させてください。

○農政畜産課農政第1グループサブリーダー（鶴園和久君）

こちらの資料の83ページの頭数ですが、これは令和6年度に捕獲報償費としてお支払いした頭数になります。こちらが令和5年の11月から令和6年の12月9日分の捕獲分になります。国の予算の関係でこのような措置になっていますので、先ほど申し上げました6年度の捕獲頭数との不一致が出ております。

○委員（宮内 博君）

数字が一致しないというのは理由は分かりました。それで、飛躍的に捕獲頭数が増えた、その理由、捕獲する人が増えたのか。あるいはその捕獲するやり方が工夫がされたのか、どういうことでしょうか。

○農政畜産課農政第1グループサブリーダー（鶴園和久君）

いろいろ要因はあるかと思いますが、まず一つは捕獲者の技術向上も一つ挙げられるかと思います。それと併せまして、イノシシやシカ等の潜在的な獣ですね、頭数自体が増えているのも原因の一つかと思います。それと、新燃岳の噴火等もありまして、特にシカは噴火等によって住む場所を追われてしまって、下のほうにおりてきたりとか、人家近くまで来たりとかいうこともあります、わなにかかる回数が増えたということも考えられるかと思います。

○委員（宮内 博君）

この捕獲に関わっていらっしゃる人数は、前年度との比較ではどういうふうになっていますか。

○農政畜産課主幹（淵ノ上博己君）

捕獲隊の人数については、全体的には横ばい状態でございます。令和6年度で245名となっております。令和5年度が248名、令和6年度が245名でございます。

○委員（宮内 博君）

人数はそんなに増えてないのに捕獲頭数が1.8倍というようなことでの報告なものですから、何かこう大きな変化があったのかと。獲物が増えたという、それはそうかもしれませんですね。ただ、捕獲隊はそんなに増えてないというのが一つ、課題としてあるのではないかと思うんですけど、

これだけ飛躍的に獲物が増えるというような状況の中で、後継者が育っていないというのが、一つありますかと私は思いますが、その辺独自の何らかの対応、対策、ありますか。

○農政畜産課主幹（淵ノ上博己君）

各地区によっては、農業者の方々の自主的な免許の取得というのも増えております。また、研修会等での啓発ということにも努めております。最近ではやはり、年な方も辞められている方も多いです。その中でも、若い方々が、最近の傾向として増えている傾向もございます。担当の先ほど説明がありました。るる要因はあるんですが、最近傾向の中では若い方々が増えてきているという状況がうかがえるところでございます。

○委員（宮内 博君）

これら捕獲した獲物ですね、実際にこの、食肉として利用されるような割合というのはどれほどなんでしょう。ほとんどが山にそのまま遺棄されるというような状況もかなり多いのかなというふうに思いますけれど、その辺の令和6年度の実態はどうでしょうか。

○農政畜産課主幹（淵ノ上博己君）

全体的な統計、食肉ですね、その辺りについては、こちらでは把握していないところですが、聴き取り等によると、約1割程度かなというふうに考えているところでございます。

○委員（宮内 博君）

把握していないというのは、そういう仕組みがないんですかね。いわゆる縦線によって役割分担をしているというところから、把握ができないということなんでしょうか。把握がなければ、どういうふうにそれをジビエとかいうような形で再利用するかとか、そういう議論というのはどこでやるんでしょうか。

○農政畜産課農政第1グループサブリーダー（鶴園和久君）

捕獲した鳥獣をどのようにするかというのは、山に埋設する方法もあるでしょうし、食肉として使う、もしくは先ほど申されましたジビエとして利用するのもあるんですけど、そこをどうすると、どのようにして処理しましたかというのは、確認してないとか把握していないものですから、調査もしてないというところになりますので、何かちょっとその辺はちょっと把握ができない状況でございます。

○委員（宮内 博君）

獲物はこんなにたくさんこう増えて、捕獲頭数も増えていくということであれば、それを何らかの形で資源として生かしていくための対策、そしてそれが生業として成り立つような仕組みがつくれるということであれば、後継者も増える、そういう要素を引き出すことができるのではないかというふうに思うんですけど、その議論はどうなんでしょうか。

○農政畜産課主幹（淵ノ上博己君）

そのような議論には達してはいないんですが、やはり捕獲、くくりわな等をですね、捕獲した場合、やはり二、三日、捕獲隊の方々も毎日確認に行っていないという状況も見受けられます。そうした場合に、やはり放置されている時間等が長ければ、もう、腐敗している状況がひどくですね、そのような状況が多いというのも聴いておりますので、そこについての議論というのは行われていないところでございます。

○委員（宮内 博君）

一つの課題として、今後、やはりこの鳥獣被害というのは、どんどん増えている状況はとまらない状況下にあります。そういう中で、獲物を捕獲する人たちの組織あるいは後継者対策が大変重要な課題だというふうに思いますので、ぜひともそういった議論も含めた対策を、ぜひともお願いをしたいんですけど、部長の見解をお示しください。

○農林水産部長（寶徳 太君）

今もちょっと腐敗の問題とかそういうのがあるということで、担当グループ長が発言をしているところでございますが、以前は、このジビエをジビエとして特產品にという議論もされていたというふうに記憶はしております。ただし、やはり鮮度の問題、あとは、加工場をどこに持っていくのかとか、そういったこともございまして、現在は頓挫状況だというふうに認識はしておりますが、これからどんどん増えていく一方であるのは間違いございませんので、やはり近隣市町との連携を含めて、どうやつたら鮮度を保ちながら加工ができるのかというのは、近隣市町とも連携をとりながら調査・研究は必要だというふうには考えております。

○委員（下深迫孝二君）

鳥獣被害のところでちょっとお尋ねしますけども、その前に、8月8日の水害で、耕地課、林務課、非常に200か所を超す現場調査、いろいろお世話になりました。引き続き、災害復旧に向けて努力をしていただくようにお願いしておきます。私にとりましては最後の委員会となるものですから、ちょっとお礼を申し上げておきたいというふうに思いましたので。それではちょっとお尋ねします。鳥獣被害の関係のところで、箱わなをお貸しして、昔お貸した人たちから返ってこないと、もうなくなったりして回収ができていないというような、たしか答弁がちょっとあったような記憶があるんですけど。やはり貸し出すときに、住所とお名前をきちんと記録して残していくというふうにすれば、例えば、こういう鳥獣被害のこういう駆除される方というのは、もう結構定年をされて、それから始められるという方が多いと思うんです。ですから貸していたのはいいんだけど、もうなくなってしまったと。どこにかけてあるか分からぬこともあるような話をされたと思うんですが、そこら辺は今後改善されるお気持ちがあるかどうか伺います。

○農政畜産課農政第1グループサブリーダー（鶴園和久君）

今、委員おっしゃるように、貸出しあはするけど、貸出しを受けた人が、結局どこにかけたか、どこにやったか分からなくなつたという事例もお伺いはしているところです。それを防ぐためにも貸出しを行うときに、今のところ、期限を設けてるところもあれば、もう期限設けないところもあるものですから、例えばですけども3か月間ですよとか1年間ですよとか、期限を設けて一旦はそこでお返しをする。そのときにまた更新するなりして、そうすることで防げるのではないかなどと考えているところです。

○委員（下深迫孝二君）

例えば、個人で箱わなを作るときに、半分ぐらいの補助をしてあげれば、それこそ返つてこないとかそういう心配をしなくていいわけですけれども、とにかくイノシシなんて一遍に子どもを二、三頭、多いのは四、五頭生まれるわけですから、捕獲してもしても追いつかない状況になってくると思うんですが、そこら辺は部長どのようにお考えですか。一つ作ればずっと使えますよ。

○農林水産部長（寶徳 太君）

御自分で箱わなを作るというのが、私もそれに対して補助をというのも聴いたことはございます。ただし、これが1個、2個作れば結構費用が上がると。それよりも、やはり市販のものを使ったほうがいいという話もございますので、そこで、ロットの問題とか、数を確保できて、安価につくることができるのであれば、それも考えないといけないとは思いますけど、現在のところ、やはり市販のものを使用したほうが安く上がるという状況にあるというふうに認識をしています。

○委員長（宮田竜二君）

休憩します。

「休憩 午後 3時12分」

「再開 午後 3時13分」

○委員長（宮田竜二君）

それでは再開します。質疑ありませんか。

○委員（竹下智行君）

鳥獣被害のとこの関連なんですけど。福山地区のところで生態調査のほう 160 万円かけて分析に努めたりありますけど、今、現在でどういうふうな分析結果になっているのか途中経過で構わないので、お知らせいただけますか。

○農政畜産課農政第1グループサブリーダー（鶴園和久君）

サルの生態調査につきましてですが、合同会社南九州野生動物保護管理センターに生態調査を委託いたしまして、昨年の令和6年11月に、雌ザル1頭にGPSを装着しております。その結果、群れとしては恐らく60頭前後ではないかということでした。うち、雌が20頭前後です。あと、行動範囲なんですが、霧島市の福山地区の麓辺りから南は垂水市の二川地区辺りまで、海岸線の辺りを行動範囲としているのではないかということでした。ただ、調査期間が11月装着ということで4か月ちょっとぐらいしかないものですから、引き続き調査をすれば、もっと詳細な調査結果が出るということがありました。

○委員（竹下智行君）

引き続いて分析をして、その分析の結果がまとまつたら対策を立てていくという流れで考えていいですか。

○農政畜産課農政第1グループサブリーダー（鶴園和久君）

そのとおりなんですが、令和7年6月に福山の大廻地区の方を対象に、説明会を実施しております。委託先の代表の浅井先生にもお越しいただいて説明会を実施したところです。

○委員（竹下智行君）

恐らくこの福山地区の結果を見て、またほかのところでもサル被害はあるわけですけど、今後、今回のこの生態調査からほかの地区へもこの調査を広げていくという予定というのは考えておられますか。

○農政畜産課主幹兼農政第1グループ長（淵ノ上博己君）

現在、福山方面の群のサルと、霧島市については溝辺の溝辺地区にサル被害がまたいでいるところでございますが、溝辺群のサルについては、姶良市さんと共同で今そういう情報共有を行いながら、サル対策については実施しているところでございます。福山については、今回、令和6年度に新たにGPSをつけて調査をしているというところでございます。

○委員（植山太介君）

農政畜産課にお尋ねをいたします。成果資料の85ページ、農業次世代人材投資事業についてなんですかけれども、交付対象者が3名と記載がございますけど、地域が分かればお教えいただけたらと思います。

○農政畜産課主幹兼農政第2グループ長（宮原博和君）

農業次世代人材投資事業の3名につきましては、牧園地区が1名、溝辺地区が1名、隼人地区が1名となっております。あと、新規就農者育成総合対策事業の3名につきましては、溝辺地区が2名、牧園地区が1名となっております。

○委員（植山太介君）

理解いたしました。そのまま不用額調書のほうで、農政畜産課にお伺いをしたいんですけども、資料の32ページ、旅費というところで、予算としては64万円ほど上がって、2分の1弱ぐらい不用額で出てきております。その内容が研修会の減による執行残ということだったんですけど

も、学びの場として、しっかりした理由があったことだとは思うんですけど、ちょっとここら辺の理由と、学びの場として適正に行われたかと、そこをちょっとお伺いさせてください。

○農政畜産課主幹兼農林水産政策グループ長（唐鎌賢一郎君）

不用額のところ、農業振興費のところの予算になるんですけども、ちょっと事業のほう、中身をちょっと確認して、後もってお答えさせていただきたいと思います【52ページに答弁あり】。

○委員（植山太介君）

よろしくお願ひします。もうあと一点でした。こちらも不用額調書なんんですけども、農政畜産課分35ページ、地方卸売市場。修繕料が予算では200万円ぐらい上がってるんですけども、こちらも3分の1強が残されて、修繕箇所数の減による執行残ということですけれども、こちらの説明も頂ければと思います。

○農政畜産課主幹兼農林水産政策グループ長（唐鎌賢一郎君）

公設地方卸売市場の修繕費の執行については、例年、修繕費のほうが200万円弱ぐらい計上しておりまして、6年度の修繕の内容を申し上げますと、台風によりまして、台風の影響で、競りを行うところの屋根が、明かりとり窓が被害があったというところで、それが、大きな修繕費で93万5,000円となっております。あの残りについては、空調の修繕であったりとか、細かな修繕が、例年、多少修繕がありますので、それが合計で125万7,000円ほどの執行があったという状況です。

○農林水産部長（寶徳 太君）

そもそも修繕箇所数の減という表現がおかしいというふうに思います。実際、修繕箇所を何箇所見積もってるかどうか分かりませんけど、例年200万円程度かかっていたのが、令和6年度については125万7,000円で済んでるということですので、この辺はちょっと不用額の理由についても、今後ちょっと精査してまいりたいと思います。

○委員（下深迫孝二君）

ちょっと林務のほうにお尋ねをします。88ページのところ、林道国分山麓線実施測量設計業務委託ということで、これは国の補助、恐らく補助金だろうというふうに思うんですが、この林道は黒石岳からずっと今つくっていっていた、福山の比曽木野の手前のところぐらいまで今行ってるというふうに思うんですが。これは、最初つくられる頃には、スーパー林道ができるという説明を受けて、何か林道で2車線で福山から空港に直接行ける道路だととかという、うわさも聴いてましたけれども、これも本当のただの林道で、今は草払いもできていないような、もう車が真ん中を1台通れるような感じの林道になってますけど、これ、いつまで続くんでしょうか。

○林務水産課長（今吉秀志君）

各林道については、国分山麓線につきましては、林道の草払いは年2回ほどしているところでございます。ただ、林道も多数ございます。生活林道については、2回するような形で予算を確保して、今後も維持管理に努めてまいりたいというふうに思っております。現在のところ、新たな林道の開設については、計画をしていないところですが、今後そういう林道を開設しなければならないようなこところが出てくれれば、また、県のほうに計画を上げて、複数年かけて、林道整備するという形になってくるかと思います。

○委員（下深迫孝二君）

ということは、国分山麓線というのはもうこれで終わりという受け取り方でよろしいんでしょうか。

○林務水産課長（今吉秀志君）

国分山麓線については、今の林道を改良していくというぐらいでしか考えておりませんので、新たに延長するとか、そのようなことはないかと思われます。

○委員（宮内 博君）

82ページですけれど、担い手支援事業の関係ですが、ここでも現状認識のところに書いてありますように、大規模な経営体に対しては、国の制度を活用して取組が進んでいると。一方で、平均的な形態のところについては手が届いてないという、そういう状況に現状認識、問題点があるというふうに書いてあるわけですが、ここでいう後段の部分、平均的な農業体に対して、実際にどういうこの動きがあつて結果どうだったのかと、令和6年度中ですね。お示しを頂ければ。

○農政畜産課主幹兼農政第2グループ長（宮原博和君）

今、委員からございましたように、大規模な経営体に比べて中規模、小規模の経営体についての支援でございますけれども、審査の段階で、経営規模等についても審査の要件として、採択の判断の要素として判断をしているところでございます。その結果、令和6年度につきましては、応募者数が45名につきまして、実際の採択者数が32名となったところでございます。

○委員（宮内 博君）

採択されなかった13名というのは、この後段の部分に書かれてある、いわゆる平均的な農家ということで理解すればいいんですか。

○農政畜産課主幹（宮原博和君）

採択にならなかつた方については、それぞれ個々の要件があるかと思いますけれども、国、県補助の対象になるような規模の大きい方、または、申請の内容が経営規模に見合わないとか、あと、過去に幾度か採択されているとか、そういう要素も含めまして、採択の判断を行つており、結果的に採択にならなかつた方が生じているという状況です。

○委員（宮内 博君）

要は補助金の対象にならない、そういう農家をいかに支援していくのかというのが、一つ課題だらうと思うんですね。特に、中山間地を担つておる農業者の方たちの多くは、家族経営であつたり、いわゆる小規模経営の農業者の方たちだらうと。そういうところでは、ほかの地域と同じように、やはり高齢化がかなり進んで、耕作放棄地につながるそういう目前のところにある田畠っていうのは、非常に多いというふうに思うんですね。一旦手放すと、結果的には鳥獣被害が広がる、そういう地域として荒廃していくということだろうと思うんですけど、そういういわゆる家族経営体、小規模な農業経営者等の担つておる役割をきちんと評価をして、どういうふうに取り組んでいくのかという議論も、当然必要だらうというふうに思いますけれど、その辺、令和6年度中、どのような議論をして、手だてを講じる方向性が見いだせることになったのか、あれば御紹介ください。

○農林水産部長（寶徳 太君）

まずは、担い手経営発展等支援事業、これは令和元年度からスタートしております。所期の目的も今と同様で、やはり国県補助に該当しない中規模、小規模の農家を救うといういで事業を始めたところでございますが、毎年度毎年度、各種交付金を使って補正を組んだりしておりますので、予算規模が違つてきたりしていますので、その都度、宮内委員が言われるような地域の担い手を一応きちっと育てるという原点に立ち返つて、審査会もしております。救えない方は、先ほどの鳥獣害ではございませんが、次年度で救うという形をとつております。基本的には、耕作放棄地解消につながる農家さんとか、家族経営で、言えば大がかった機械を借金してまで買うというよりは、これは中古も対象にしておりますので、できるだけ担い手の方々が使いやすい制度として、今後も使っていただけるように、その都度、内容を精査しながら、制度設計も変えつつ対応しているところでございます。

○委員（宮内 博君）

現状認識とその問題点の表記はあるんですけど、今部長がおっしゃったような、取組の成果という形での報告がここの中に盛り込まれていないものですから、どうだったんだろうかということでお伺いをしたところです。ぜひそういう取組を行ったのであれば、この具体的措置のところに、ここを見てみると実際には成果としての部分でも、認定農業者とか、そういう記述しかありませんので、ぜひ、それは取り組んだ成果をまた次年度に報告ができるような取組をぜひお願いしたいと思います。

○農林水産部長（寶徳 太君）

成果という意味では、やはりこの事業を導入したことによって、どこどこ地区の耕作放棄地解消につながったとか、そういう表記ができればいいのかなとは思っているところでございますので、成果のところにそのような表記ができるよう、執行部としても分析をしていきたいと思います。

○農政畜産課主幹（淵ノ上博己君）

先ほど植山委員の不用額についての、旅費の分についての説明をさせていただきたいと思います。30万7,924円不用額が出ています。この研修会による減というのが、昨年、全国お茶まつり等の旅費が組まれた部分の執行額がなかったということでございます。

○委員（徳田修和君）

耕地課のほうへ、92ページですけれども、農道・用排水路整備事業、地域まちづくり事業計画書などの整備・修繕要望のあった農道等の修繕ということです。不用額調書を見ても、それほど不用額も出てないので計画どおり進められたのかなというふうに評価してるんですけども、大体、令和6年度にありました要望等をどの程度解消できたのか、もし把握されていればお示しください。

○耕地課主幹（永山正姿郎君）

令和6年度のまちづくりの実績でお答えしたいと思います。令和6年度の全体地区数のまちづくりの要望件数が231件です。これに対して実施件数が90件です。対応率といたしまして、39%となります。

○委員（徳田修和君）

数字に出されるとちょっと少ないのかなと思うんですけど、こここの実績についてはどのように分析をされてらっしゃいますか。

○耕地課長（鶴園裕之君）

修繕料の場合、今まちづくりの実績につきましては、全体で39%という形になっています。ただ通常の維持管理においても、多くの要望が、やはり農繁期の前、途中であったりとか、というのがやはり多く、要望がなされているところであります。その中でもやはり緊急性や、当然、影響範囲等を調査した結果に基づいて優先順位等を精査しながらやっておりますので、どちらが多くなる、どちらが少なくなるとかいう形ではないんですけど、そこはもう優先順位等を適宜判断しながら実施しているところでございます。

○委員（竹下智行君）

林務水産課のほうにお尋ねします。永浜漁港についてなんですけれども、船揚場と物揚場の整備工事をされているということですけども、この利用をされる方というのは、基本的にもう漁業をされる方だけという理解でよろしいですか。

○林務水産課主幹（川原昭二君）

もちろん漁業される方もいらっしゃいますが、そういう漁業以外の方も、そういった船を持っている方もいらっしゃるので、そういう方もいらっしゃいます。

○委員（竹下智行君）

その漁業以外の方というのは、例えばどういう方ですか。

○林務水産課主幹（川原昭二君）

主に漁業の生計といいますか、されていなくて、漁業を楽しむとか、釣りに行ったりとか、趣味で行ったりとか、そういった方もいらっしゃるので、そういう、ほぼ組合員ではあるんですけども、そういった船を持って漁に出るということで、そういう主たる経営でない方もそういうふうにいらっしゃるので、そういう状況です。

○委員（竹下智行君）

ちなみに漁業をされている方というのは、ここを利用される方はどれぐらいの方がいらっしゃるんですか。

○林務水産課主幹（川原昭二君）

漁業で生活、生計を立てている人ということでよろしいですか。今、船の登録の利用漁船というのは5隻ほどありますので、実際、もう主にされている方は一、二名だと思うんですけども、そういう実際利用されている方は5名、いっても5名だと思います。

○委員（竹下智行君）

年々少なくなってきたという理解でいいのかなと思うんですけど、ここは将来的にレジャーというか、そういう魚釣りを趣味とする方に利用してもらうために、そういうふうなところにどんどん移行するという考え方でいいんですか。

○林務水産課主幹（川原昭二君）

もともと永浜漁協についても、第1種漁港で、要は、そういう水産業のための漁港なので、そういった船の方がもちろん中心に、船舶してもらうということなんんですけども、今現在ではそういうことで、船のほうが係留できる場所ができている状態なので、また、今後増えたりとか、そういう状況が出てくれば、またそういった、係留の調整とか、そういうのはまた必要になってくるとは思いますが、今のところ、新たにということは、追加で停めるというのではありません。聴いていないというのは、錦江漁港のほうですね。

○委員（竹下智行君）

この整備工事というのは、最終的にもういつぐらいで終わるとか、そういう予定が決まっているのか、計画の今後の予定を教えていただければと思います。

○林務水産課森林土木グループ長（山内武志君）

令和7年度で完成予定です。

○委員（阿多己清君）

同じく林務水産課です。竹林売却に係る補助、60件でしょうけど、1万円足らずの補助という状況の中で、この制度をちょっと紹介をしていただけませんか。条件等があるのかどうか。

○林務水産課主幹（川原昭二君）

竹林整備の補助に関しては、通常所有者、竹林の所有者が運搬を御自分たちでして、そういう竹材を買い取る業者のところに持っていきます。実際、各市町村でも違うんですけども、今通常、補助金がなければ、1kg当たり7.8円、竹材の買取り業者が行うんですが、今、霧島市で1kg3円という補助金をしてますので、10.8円で買い取っていただくというふうになっております。所有者の持ってきた方にはそのときに、その業者の方からお渡しまして、その業者のほうから市のほうに、これだけ上乗せの補助金をしたということが入ってくるので、それによって買い取った業者のほうに補助金のほうを交付しております。

○委員（阿多己清君）

その買い取る業者というのは、市内に何社かおられるものなのか。どこに持つていいのか、そこらが分かっていたら教えてください。

○林務水産課主幹（川原昭二君）

今現在でいけば、霧島市内で今この補助金によって買い取る業者というのではありません。なくて、今、始良のほうに1社あるんですけれども、そちらのほうで買取りをいたしております。

○委員（下深迫孝二君）

農政畜産課のほうにちょっとお尋ねします。中山間地域等直接支払い事業ですね。現在でも、63集落が行っているわけですけれども、これは100分の20ぐらいでしたか、勾配のあるところということで、私どもも20年ぐらい続けて行ったわけでしたけれども、これは全部田んぼだけが対象になっているのか、畑も対象になってるのかまずお伺いします。

○農政畜産課主幹（宮原博和君）

田んぼだけではなく、畑も制度上は対象となっておりますが、霧島市においては、畑での取組はございません。

○委員（下深迫孝二君）

水がめの役割をするということで、災害が起きないためにということで説明を受けた経緯があるんですけれども、やはり、今、行っているところはほとんどそういう田んぼが対象ということで理解していいですかね。

○農政畜産課主幹（宮原博和君）

ただいま委員からのお尋ねというのは、地目は水田であって、大半が水稻であるけれども、水稻を作付していないケースであっても対象になるのかということでお尋ねだと理解しておりますけれども、多くがやはり田なので、水稻の作付が多いですけれども、中には、水稻は作付できる状況にあるけれども、ほかの作物を作っている。もしくは保全管理をしているというケースもございます。

○委員（宮内 博君）

92ページの多面的支払い交付金事業の関係でお尋ねをいたします。具体的な措置として、各組織に交付金を支払ったということで報告があります。合計額でいくと9,000万円を超える事業費が投入をされているわけなんですけれど、それぞれの団体、22団体あるんですかね。どういうものにこれが活用されてるかというのは、分かっていれば報告を頂ければと。

○耕地課主幹（笠井 剛君）

総額約9,000万円のうち、農地維持活動に係る活動が約半分の4,700万円程度、補助金を交付しております。

○委員（宮内 博君）

あと半分は、どういうものに活用されてるのですか。

○耕地課主幹（笠井 剛君）

残りの半分につきましては、周辺の地域等と共同で活動する活動に2,600万円程度、あと施設の長寿命化対策に1,500万円程度支出をしています。

○委員（宮内 博君）

私、本会議でも、この関係については質問をさせていただいたんですけど、問題、現状認識のところにあるように、共同活動の困難化に伴って、担い手農家の負担も増加していると。こういう現状認識、農家だけではなくて、地域の皆さんとの共同作業ですね。そういう負担も増えているわけです。そういう負担を軽減するために、一つは、活用できる組織なのかなというふうに思いますけれど、なかなか手が届いていない状況があるわけですね。実際にそういう声が出されているところに、具体的にどうこの組織を使って支援を広げていくのかというのは課題だろうというふうに思いますけれども、もう一つ、この補助金の算定基準になっているのは、その地域にどれぐらいの農地があるのかというようなことで、一つの金額が示されて算出されていますよね。ですから全体を網

羅するのはなかなか困難な仕事ではあろうかなというふうに思いますけれども、実際にその地域から出されている要望とかそういうのを、具体的にこの交付金事業の団体が議論する、そして具体的な対策をとるという仕組み等についてはどういうふうになってるのでしょうか。

○耕地課長（鶴園裕之君）

今、委員の言われました多面的交付金事業につきましては、それぞれ活動組織がまず区域を決めてたり施設を決めたりという形でなっておりますので、先ほど委員がおっしゃられたように、対象面積とあと構成員もそれぞれ決まっております。ただほかの要望活動がそれぞれ先ほども徳田委員からのお話もあったように、ほかの修繕料で要望されたりするところもありますけれど、それはその都度、活動組織の中でできる範疇に入っているかという確認作業を行った後、現地等確認して、情報共有を行いながら、どちらがする方法がいいのかというのをその都度協議をしているような形ではございます。ただ、全てのことをそういう形で協議するのは、ちょっと件数的にも非常に難しいので、大きい案件とかということであれば、またうちのほうの修繕料等も活用しながら実施しているところでございます。

○委員（宮内 博君）

例えば宮内原用水の水土里の会というのがありますね。対象面積が、1万 6,110 a というふうになっています。対象面積も大変広いわけで、手が届かないところにどういうふうに行政として支援をしていくのかということも相まって、対策が講じられなければならないというふうに思いますけれど、今後の方向性について、再度、最後、お聴かせをください。

○耕地課長（鶴園裕之君）

今後の方向性につきましては、協議をする期間を短くすることは、要望箇所がそれほども申し上げましたように、活動組織の区域設定の中に入っているかということもございますので、その辺は十分、今後どういう方法で潰していくかというのも含めまして検討していきたいというふうに考えております。

○委員（植山太介君）

すみません、1点だけ確認をさせてください。林務水産課になります。成果表の90ページ、漁業管理事業の国分漁協機能保全現状調査業務委託ということで275万円。成果のところは、断続的な施設の利用ができるなどを確認できたと記載があるんですけども、具体的に何が確認できたと理解すればよろしいでしょうか。

○林務水産課主幹（川原昭二君）

これはそもそも、まず錦江漁協のほうから、国分漁港に関する要望がありまして、港の突堤というところ、一番南側に近いんですけど、そのぐらつきがあるという点と、やはり風が強かったりして、防風柵をつけてほしいという要望がありました。その調査のほうに関しましては、実際潜水の調査員を使いまして、矢板とかその辺の見えない部分の、実際潜って、目視調査を行ったり、あと鋼材の肉厚の調査ですね、そういったほうの調査、それから防風柵の設置の検討ということで、調査しております。国分漁港のほうに関しましては、そういう目視調査とか、そういう肉厚の調査をした段階では、今の漁港に関しては機能保全的なまだ使えるといいますか、そういう調査の結果は出ております。

○委員（植山太介君）

理解をしました。設備を補修するための調査を行ったけど、その補修自体はしなくてもいいという結果になったと。なので、その要望自体の整備というのは行ってないっていう理解でよろしいでしょうか。

○林務水産課主幹（川原昭二君）

まずはそういうぐらつきとか、長年たっているので、そういう漁港の堤防に支障があればまたそういう修繕関係とか出てくると思うんですけど、今現段階ではそういうところまで至ってなくて、十分機能できるということになりますので、修繕というのは行っておりません。

○委員長（宮田竜二君）

ほかありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで農林水産部の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 3時53分」

「再開 午後 3時55分」

○委員長（宮田竜二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。池田農業委員会事務局長から発言の申出がありましたのでこれを許可します。

○農業委員会事務局事務局長（池田康一郎君）

まず、質疑に対する修正をまず1件、それと御報告できなかった分を1件、発言させていただきたいと思います。4条、5条のそれぞれの内訳、ちょっと私も資料を作り過ぎてまして、ちょっと間違って報告しておりましたので、報告を再度修正でお願いしたいと思います。4条が個人の転用分ですね、山林が1番多くて18件、2番目についてが一般住宅15件です。3番目が駐車場11件、4番目が倉庫、資材置場4件、農業用施設が5番目で7件、5条の目的についての1番、その他の住宅、これはもう転用プラス所有権移転まで、こちらの分が66件でその他の住宅、建て売りと分譲住宅なども含みます。それと一般住宅が2番目55件、3番目が駐車場で29件、4番目が倉庫資材置場23件で5番目が店舗事務所等になります。それで、合計でいきますと、1番目が一般住宅、2番目がその他住宅、3番目が駐車場、4番目が資材置場、5番目が山林と言ったような流れになると思います。利用意向調査の結果についてを、私も資料をもらっておりませんで、利用状況の調査においては331件のうち改修部分が139件、回収率は42%程度でした。毎年このような状況であるようです。その内訳を申し上げます。中間管理機構を利用しようとするものが5件、自らの賃借権設定が13件、自らの耕作が78件、その他の対応しますよというものが43件というふうな内容になってます。未回答が結局回収できなかったのが192件程度ありましたというような状況でございます。

○委員長（宮田竜二君）

よろしいですか。次に、議会事務局の審査を行います。事務局の説明を求めます。

○議会事務局事務局長（西敬一朗君）

令和6年度霧島市一般会計歳入歳出決算の議会費の総括につきまして、御説明します。決算書は7ページ、8ページ、決算附属書は62ページ、63ページです。議会費は、予算現額3億17万8,000円に対し、支出済額は2億9,567万9,971円で、執行率は、98.5%であり、一般会計歳出総額に対する構成比率は、0.4%で、議会費に関する事務事業は、議員及び職員の人事費のほか、議会だより発行事務、議会中継放映事業、市議会会議録作成事務、議会総務運営事業、議会事務局運営事業、議員研修事務、行政視察事務及び政務活動費支給事務等です。議会費の支出の主なものは、議員及び職員の人事費で、報酬、給料、職員手当等及び共済費は、議会費の支出の89.8%を占めており、その他、インターネット映像配信業務に係る委託料及び政務活動費に係る負担金補助及び交付金です。詳細につきましては、議事調査課長が御説明しますので、御審査の程、よろしくお願いします。

○議事調査課長（藤本陽子君）

議会費における「決算に係る主要な施策の成果」について、御説明します。お手元の資料1ペー

ジです。議会事務局では、「施策の方向」欄に記載のとおり、市民に身近で分かりやすい開かれた議会づくりの支援を行っています。「令和6年度中の具体的措置」の1段目、本会議のインターネット配信の関係です。現在、インターネットを利用して本会議の様子を配信していますが、実績として、生中継へのアクセス4,336件、録画中継へのアクセス3,938件で、令和5年度と比較して、333件増加しています。次に、2段目、会議録の公開の関係です。現在、インターネットによる会議録検索システムを導入しており、実績は2,948件で、前年度より、206件増加しています。最後に、3段目、議会だよりの関係です。御承知のとおり議会だよりは、広報広聴常任委員会が中心となり編集をされ、令和6年度は、定期号を4回発行しています。また、議会棟入口掲示板に、最新の議会だよりの特集記事を掲示し周知を行うとともに、議会だよりの配布コーナーも設けています。説明は、以上です。

○委員長（宮田竜二君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（竹下智行君）

開かれた議会をということで、生中継、本会議の生中継だったり、あと録画中継等で市民の方々はいろいろ確認をされるかと思うんですけど、令和6年度で市民の方々から例えば苦情だったり、あるいはおかしいのではないかとか、例えば議員の発言に対して、苦情だったりいろいろ賛同の声だったりとかいろいろそういう反応というのはどういうふうな状況なのかなということで分かれば教えてください。

○議会事務局事務局長（西敬一朗君）

今の御質問に関しては私が把握している限り、コメントを寄せられたということはないです。

○委員（植山太介君）

不用額調書について1点確認をさせてください。1ページです。使用料及び賃借料の件で、タブレット端末リース代単価減による執行残等と記載がございます。ちょっと御説明をお願いします。

○議事調査課主幹（有村真一君）

こちらのタブレット端末リース代単価減による執行残の内訳という感じになりますが、こちらの金額、残が81万343円不用額が出ておりますが、そのうち、タブレットのほうで71万8,800円ほどタブレットのほうが不用額が出ております。その内訳としまして、6年度当初で354万8,000円を当初予算として見込んでおりました。ただ6年度終わりまして、282万9,200円がタブレットで使ったお金になります。こちらの減になりました額が、71万8,800円になります。こちらは71万8,800円の内訳のほうが、基本的に当初予算で月額のリース料を試算していたのが、39万4,222円を月額のリース料として考えておりました。それが最終的にプロポーザルを行いまして、月額が34万6,500円になりました。その減った分とあと、当初では9か月分で見ておりましたが、8か月でリースのほうが期間も若干短くなっていますので、そういったのを全て合わせまして、タブレット分の残額ということで71万8,800円になっております。

○委員（宮内博君）

本会議中のこの生中継のアクセス数が前年度と比べて458件増えてるわけです。直接議会傍聴に来る方たちはその分減少している傾向があるのかなというふうに思いますけれど、その辺分かればお示しいただければ。

○議会事務局事務局長（西敬一朗君）

傍聴者の推移ということなんですが、令和5年が221人でそれが前年と比90人増ということで221人だったんですが、令和6年ですね、年で換算しております、令和6年119人ということで数としては100人以上減っているんですが、令和4年と比較すると10数人の減。ただし、全体の傾向

としては、それまでが 200 人台でできますので、令和 6 年は少なかったということになります。これがなぜ、令和 5 年が令和 4 年に比べて 100 人増えたのかというところもちょっと分かっていないところです。令和 6 年にまた 100 人以上減ったというのも原因というののははつきりしていません。今年で言いますと民生委員さんがこられたりすると、1 回で 20 数人とかというのもありますので、そういう回数が多いと、単純に人数が増えていくのかなというところもありますが、全体の傾向としては確かに傍聴に来られる方は減ってきてているようです。

○委員長（宮田竜二君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで議会事務局への質疑を終わります。以上で本日予定しておりました審査を全て終了いたしました。次の審査は 24 日水曜日の 9 時から行います。本日はこれで散会します。

「散会 午後 4 時 09 分」